三陸復興国立公園 南三陸金華山地域 管理運営計画書 (パブコメ案)

令和 年 月

東北地方環境事務所

目 次

1.	管理運	『営計画作成の経緯	. 1
1	. 1.	三陸復興国立公園の概要	. 1
1	. 2.	地域区分	. 1
1	. 3.	南三陸金華山地域指定の経緯	. 3
1	. 4.	管理運営計画作成の経緯	. 4
2.	管理運	望計画区の概況	. 5
2	. 1.	管理運営計画区の範囲	. 5
2	2. 2.	管理運営計画区の概況	. 7
2	. 3.	国立公園の管理運営を進める上での主要課題	18
3.	ビジョ	ン	21
4.	風致景	- 観及び自然環境の保全に関する事項	23
4	. 1.	自然環境及び風景地の保全	23
4	. 2.	多様な生物の生息・生育域の確保と保全活動の推進	24
5.	適正な	公園利用の推進に関する事項	25
5	5. 1.	安全快適な利用環境の確保、自然体験や新しい利用の推進	25
5	5. 2.	地区別の活動指針	26
6.	公園事	「業及び行為許可等の取扱いに関する事項	27
6	5. 1.	許可、届出等取扱方針	27
6	5. 2.	公園事業取扱方針	32
7.	国立公	園関係者の連携体制等に関する事項	36
7	. 1.	国立公園に関する協議会等	36
7	. 2.	国立公園関係者の連携体制	36
8.	その他	l及び参考資料	36
8	3. 1.	関係法令等一覧	36
8	3. 2.	基準の特例	38
8	3. 3.	自然公園法に基づく指定種リスト	67
8	3. 4.	他の法令に基づく指定種リスト	69
8	. 5	松計部合参加者名籍	70

1. 管理運営計画作成の経緯

1.1. 三陸復興国立公園の概要

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に寄与するために、平成25 (2013)年5月に創設された国立公園です。青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、岩手県久慈市から宮城県気仙沼市岩井崎までの海岸線からなる陸中海岸地域並びに宮城県気仙沼市御伊勢崎から石巻市牡鹿半島までの沿岸、周辺島嶼、田東山及び登米市津山地区からなる南三陸金華山地域で構成されています。南北の直線延長は、公園区域が指定されていない岩手県九戸郡洋野町も含めると約255kmです。三陸復興国立公園は、北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域と言えます。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有しています。

また、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は、荒波によって浸食された海食崖を有するリアス海岸と海上に浮かぶ多くの島嶼からなる優美な海岸景観や、田東山、横山不動尊など寺社仏閣に護られた原生的な森林景観からなっています。本地域は、馬淵川まで広がる先新第三系の古い地層に覆われており、発達したリアス海岸は、宮古以南から続く海岸線と直行した断層が浸食され、沈水したことから成り立っている地形であり、北上山地の地形と一体となっています。

1.2. 地域区分

景観特性、行政区域及び管理体制等から、本国立公園を次の4つの管理運営計画区に区分し、 環境省地方環境事務所組織細則等に基づき、以下により管理を行います。

■配置されている国立公園管理事務所等

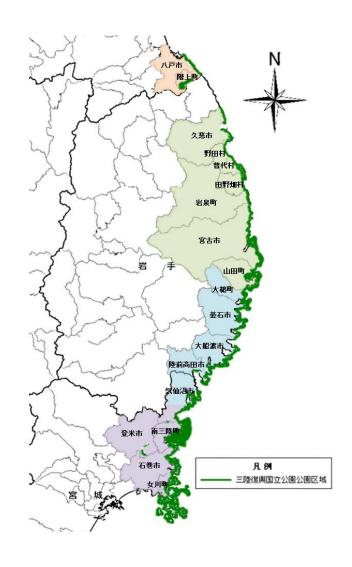
- 三陸復興国立公園管理事務所(岩手県宮古市所在)
- · 八戸管理官事務所 (青森県八戸市所在)
- · 大船渡管理官事務所(岩手県大船渡市所在)
- · 石巻管理官事務所(宮城県石巻市所在)

地域名	関係行政 (県)	関係行政 (市町村)		景境省
種差海岸	青森県	八戸市		八戸管理官
階上岳地域	月林宗	階上町		八尸官垤日
		久慈市	所長、	
Ria I Maili		野田村	国立公園保護 管理企画官等	
陸中海岸 北部地域	岩手県	普代村	(宮古)	国立公園保護管理 企画官(宮古)
1010202		田野畑村		
		岩泉町		

		宮古市		
		山田町		
		大槌町		
75-1. No. 111		釜石市		
陸中海岸 南部地域		大船渡市	所長、	大船渡管理官
HIPPLAN		陸前高田市	国立公園保護	
		気仙沼市 (岩井崎以北)	管理企画官等 (宮古)	
		気仙沼市 (御伊勢崎以南)		
		南三陸町		
南三陸 金華山地域	宮城県	登米市		~ \\\ \tau \rightarrow \righta
		女川町		石巻管理官
		石巻市		

[※]この他、岩手県洋野町(国立公園区域外)においては、環境省が長距離自然歩道である東北太平洋岸自然歩道(以下、「みちのく潮風トレイル」という。)の事業を実施しており、当該事業は八戸管理官が担当している。

■公園区域及び関系市町村



■みちのく潮風トレイルルート概略図 ※青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸 4 県 29 市町村に跨り設定



1.3. 南三陸金華山地域指定の経緯

南三陸金華山地域は、岩手県宮古市から続く我が国で最大規模のリアス海岸の南部にあたる地域であり、海岸線は岩礁、砂浜、海食崖等の多様な地形が入り混じっています。その地先は暖流と寒流の合流点であり、その影響を受けて、北方系と南方系の植生が混在していることが特徴です。また、北から南下するに従って、クロマツ林からタブノキなどの暖温帯系の常緑広葉樹が多く混生した林になります。沿岸の離島の一部は、ウミネコ、ウトウ等の海鳥類の重要な生息繁殖地になっており、国指定天然記念物として指定されています。陸域では、宮城県気仙沼市と南三陸町にまたがる田東道において、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは太平洋、リアス海岸、北上山地の山々が一望できます。宮城県登米市津山地区の横山不動尊及び柳津虚空蔵尊並びにその周辺では、モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした良好な自然林を見ることができます。

本地域は、これらの自然景観が評価され、昭和 54 (1979) 年 3 月 30 日に南三陸金華山国定公園に指定されました。その後、平成 22 (2010) 年の国立・国定公園総点検事業における評価(平成 22 (2010) 年 10 月、環境省公表)では、その地形の形成史及び地質の観点から、陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定されました。

なお、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心とした地域が、昭和 30 (1955) 年 5 月 2 日に陸中海岸国立公園として指定されました。昭和 39 (1964) 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 (1971) 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域の拡張とともに 3 箇所の海中公園地区(現海域公園地区)が指定されています。

これを踏まえて陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先の平成23(2011)年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は、多くの人々の生命を奪い、財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えました。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24 (2012) 年5月)を公表しました。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)、南北につなぎ交流を深める道(みちのく潮風トレイル)、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握(自然環境モニタリング)といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱しています。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市と女川町の牡鹿半島などの自然公園を段階的に再編成するとしていました。

以上を踏まえ、三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとし、平成 25 (2013) 年 5 月 24 日に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定しました。平成 27 (2015) 年 3 月 31 日には南三陸金華山国定公園を編入しています。平成 27 (2015) 年 3 月 31 日、三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園の区域を編入しました。豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、「自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園」をテーマとして、海食崖、リアス海岸、砂浜、マツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化的景観等の要素から本公園を保全し適正な利用の推進を図ることとしています。

1.4. 管理運営計画作成の経緯

本管理運営計画は、平成 27 (2015) 年 3 月に南三陸金華山地域が三陸復興国立公園に編入されたことから、平成 27 (2015) 年度より「国立公園管理運営計画作成要領」(当時) に基づき検討を進め、作成したものです。

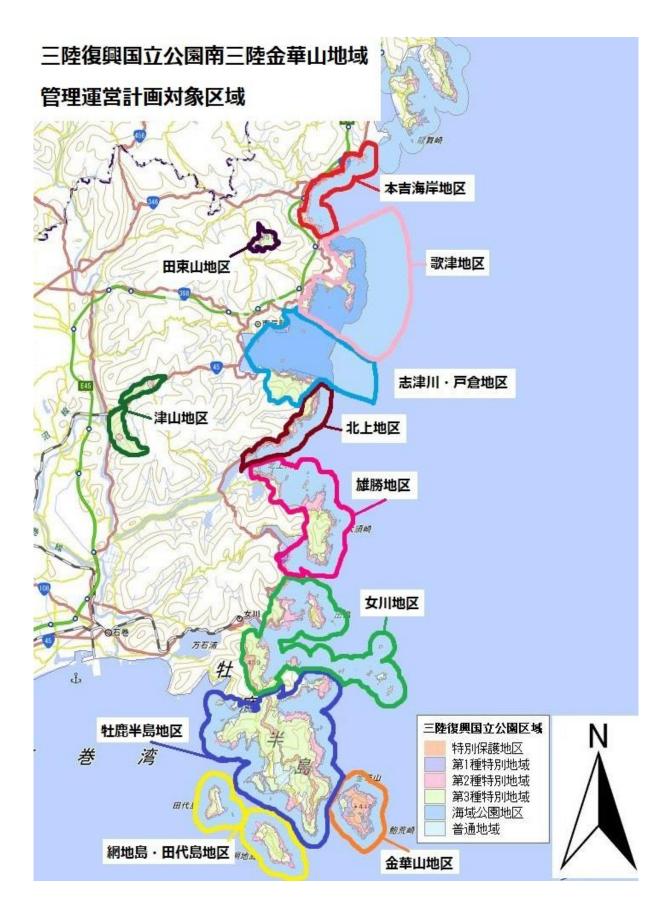
また、令和5 (2023) 年 12 月に策定された三陸復興国立公園ステップアッププログラムの策 定を行いましたので、その必要な内容については、本管理運営計画にも反映するように努めまし た。その後、令和 6 (2024)年 9 月にパブリックコメントを実施し、令和 6 (2024)年〇月に作成しました。

2. 管理運営計画区の概況

2.1. 管理運営計画区の範囲

三陸復興国立公園においては、本地域以外の地域について既に管理運営計画が策定されていることから、本計画の対象区域は平成27 (2015) 年に国立公園に編入された南三陸金華山地域 (気仙沼市御伊勢崎から石巻市牡鹿半島までの沿岸、周辺島嶼、田東山及び登米市津山地区の国立公園区域)とします。

本管理運営計画が対象とする範囲を次図に示します。



管理運営計画対象区域図

2.2. 管理運営計画区の概況

(1) 管理運営計画区の背景と現況

本地域では、沿岸で暖流と寒流が交わるため豊かな漁場が形成され、リアス海岸の地形を活かしたホヤ・カキ等の養殖漁業、北上川における屋根材等のヨシの利用、採草地や二次林における薪や炭等の木材利用など、多様な生態系サービスを享受し、自然と共生する生活が営まれてきました。しかし、生活や産業の近代化により、畑の跡地に植林後手入れが行き届かない人工林や、護岸を有する河川や海岸が増えたことなどにより、植生や風景に変化が見られます。また、東日本大震災後、少子高齢化に拍車がかかり、地域の担い手が少なくなっている現状があります。

利用の面では、展望地における風景鑑賞、海水浴、キャンプ等の利用があります。近年公園利用については、仙台エリアからアクセスする三陸沿岸道路や国道 45 号、JR 仙石線等を介しての景観観賞や自然探勝が通年的に見られます。夏期には、海岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツ、ロードバイク等によるツーリングが行われ、みちのく潮風トレイルなどのトレッキングコースも設定されています。また、新鮮な魚介類や海藻を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られます。

日本ジオパークに認定された三陸ジオパークは、大地の隆起や浸食により生まれた海岸景勝地や金山等のサイト(見どころ)が点在し、観光や学習に活用されています。

国立公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期急激に減少しましたが、マイクロツーリズムやアウトドアブームによって少しずつ増加に転じています。

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンに基づき、森・里・川・海のつながりが感じられる自然体験活動の推進、利用拠点となるビジターセンターの整備、みちのく潮風トレイルの設定など、保護と利用の好循環を目指した取組みを行っています。

(2) 地区ごとの現況

国立公園の管理運営をよりきめ細やかに行うため、行政区や自然環境を考慮して本地域を 11 の地区に区分し、現況、課題、公園事業及び主な保全対象を整理しました。

- ・現況【動植物】:各動植物種のうち下記に分類される種については、該当項目を示しました。
 - ・ 希少種:種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種に指定されている種
 - ・指定種:三陸復興国立公園において、指定植物に指定されている植物
 - ・特定外来生物:外来生物法に基づき指定された特定外来生物種
 - ・国指定天然記念物:文化財保護法に基づき、国指定天然記念物に指定されて いる種
 - ・絶滅危惧種:環境省レッドリスト 2020 及び環境省版海洋生物レッドリスト 2017 において、絶滅危惧種(I類・IA類・IB類・VU)に選 定されている種
- ・公園事業:各地区の公園計画上に記載のある事業を示しました。なお、既に執行されている事業については、事業名の後ろに執行主体を記しています。
- ・主な保全対象:当該地区の風致を構成する要素として保全する必要性が高いものを示しています。

(1) 本吉海岸地区(気仙沼市) 現況 【地形・地質】 ・砂浜(お伊勢浜、大谷海岸、小泉海岸含む赤崎海岸(以下「赤崎海 岸」という。) 礫浜 (登米沢海岸)、海食崖など変化に富んだ地形 ・御伊勢崎、明神崎、今朝磯周辺には岩礁が点在 【動植物】 ・クロマツを主体とした植生 ・大谷海岸のハマナス・ニッコウキスゲ群落(特定植物群落) ・海食崖にハヤブサ (希少種・絶滅危惧種) が生息 ・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物) が渡来 ・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオ ワシ (希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ (絶滅危 惧種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来 ・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来 ・津谷川及び外尾川河口部の砂浜や干潟にシギ・チドリ類が渡来 ・三陸海岸南部(コクガンの重要野鳥生息地) ・イヌワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)が生息 【歴史・生活文化】 ・ワカメ等の養殖 【保全·普及啓発活動】 【利用状況】 自然探勝、風景探勝、釣り ・海水浴、サーフィン(お伊勢浜、大谷海岸、赤崎海岸) みちのく潮風トレイル 【主要な展望地】 ・お伊勢浜、大谷海岸、赤崎海岸 課題 【自然景観の劣化】 ・マツ枯れ ・ウニによる海藻の食害(磯焼け) ・震災の影響(地盤沈下、砂浜流出、海浜植生の消失、海岸崖地の崩 落) 【利用環境の整備】 海水浴場の砂浜保全 お伊勢浜水泳場、大谷水泳場、赤崎水泳場 公園事業 主な保全対象 大谷海岸のハマナス・ニッコウキスゲ群落(特定植物群落)、コクガン(絶滅 危惧種・国指定天然記念物)及びその生息地、津谷川及び外尾川河口部のシ ギ・チドリ類の渡来地、岩礁、海食崖(お伊勢浜から見た御伊勢崎及び明神 崎の岩礁、大谷海岸から見た舘鼻崎の岩礁、赤崎海岸から見た今朝磯崎の岩 礁)

(2)田東山地	也区(気仙沼市、南三陸町)
現況	【地形・地質】
	・田東山の標高は512m、一帯は山頂緩斜面が広がる ・田東山の地質は、白亜紀に貫入した花崗岩類の風化層が侵食されたも の ・山頂から東側では関緑岩が見られる
	・山頂から東側では閃緑岩が見られる

	【動植物】
	・山頂には天然のヤマツツジが群生
	・山頂周辺は放牧地や採草地等の二次草原、スギ植林及び落葉広葉樹林
	が広がる
	・オミナエシやヒメハギの半自然草地が見られる
	・山頂周辺にはサクラソウ(指定種)やヒメシロチョウ(絶滅危惧種)
	など、開けた草地を好む動植物が生息
	・ニホンカモシカ(国指定天然記念物)
	・周辺の森林にはクマタカ(希少種、絶滅危惧種)が生息
	・イヌワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)が生息
	【歴史・生活文化】
	・古くから修験が行われていた山であり、山頂周辺には堂や坊の跡と見
	られる平坦面が存在
	田東山経塚群(県指定史跡)
	【保全・普及啓発活動】
	【利用状況】
	・自然・風景探勝
	・ハイキング (行者の道)
	みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・田東山(山頂)
課題	【自然景観の劣化】
	・マツ枯れ、ナラ枯れの被害拡大
	植物の盗掘
	・二ホンジカ・イノシシの増加による下層植生の食害
	【利用環境の整備】
 公園事業	・道路を除雪しないため、冬季利用ができないこと
公園事業 主な保全対象	田東山園地
工は休土刈豕	イマンノン、リクノフリ、クマタカ、ピグンロケョリ、田宋田程塚群、田宋 山(山頂)から見た太平洋、歌津半島及び戸倉半島などのリアス海岸、気仙
	四、田頂)がら光に太十年、歌伴十二及び)着十二などのケノス海岸、メニー 沼大島、金華山並びに北上山地の山々
	H1/M/ 本十日本() (-)UTHM/N/H /

(3)津山地区	(登米市)
現況	【地形・地質】
	・白亜紀にできた褶曲構造(地層の側方から大きな力が掛かった際に、
	地層が曲がりくねるように変形する現象)の谷(向斜)
	【動植物】
	・モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした植生
	・横山不動尊(大徳寺)の自然林(特定植物群落)、柳津虚空蔵尊の自然
	林 (特定植物群落)
	・横山不動尊のウグイ生息地(国指定天然記念物)
	・ニホンカモシカ(国指定天然記念物)
	・イヌワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)が生息
	【歴史・生活文化】
	・横山不動尊と木造不動明王坐像(国指定重要文化財)
	• 柳津虚空蔵尊
	【保全・普及啓発活動】

	-
	- 【利用状況】 ・参拝、祭事、自然探勝、風景鑑賞(横山不動尊、柳津虚空蔵尊) ・歴史探訪
	【主要な展望地】 ・横山不動尊(奥の院)
課題	【外来生物の侵入】 ・横山不動尊のウグイ生息地へのオオクチバス(特定外来生物)の侵入 【野生動物との摩擦】 ・ニホンジカとの交通事故の発生
公園事業	不動尊休憩所、虚空蔵尊休憩所、大柳津線道路(車道)、横山線道路(歩道)、虚空蔵線道路(歩道)
主な保全対象	横山不動尊の自然林(特定植物群落)、柳津虚空蔵尊の自然林(特定植物群 落)、横山不動尊奥の院から見た自然林、横山不動尊奥の院から羽黒山へ連な る稜線

(4)歌津地区	(南三陸町)
現況	【地形・地質】
	・海食崖が発達した海岸
	・ペルム紀から前期三畳紀~中期の地層
	・ 歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石(国指定天然記念物)
	・韮の浜海岸付近ではアンモナイトや二枚貝類の化石が産出
	【動植物】
	・アカマツ、クロマツを主体とした植生
	・ベニバナヤマシシャク(絶滅危惧種)、キンラン(絶滅危惧種)、
	ミズアオイの植生
	・海外沿いにタブノキ、ヤブツバキ及びヤブコウジからなる常緑広葉樹
	林帯
	・歌津半島のクロマツ林、タブノキ林(特定植物群落)
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)
	が渡来
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオ
	ワシ (希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ (絶滅危
	惧種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	・志津川湾の藻場(ラムサール条約登録湿地・重要湿地)
	・イヌワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)が生息
	【歴史・生活文化】
	・カキ等の養殖、シロウオのザワ漁(伊里前川※公園外)
	【保全・普及啓発活動】
	・Hookes(ほっけす)による化石発掘体験の実施
	【利用状況】
	・釣り、シーカヤック、漁業体験、SUP、ビーチクリーン
	【主要な展望地】
	・歌津崎、長須賀海岸
課題	【自然景観の劣化】

- ・マツ枯れ、ナラ枯れの被害拡大
- ・ニホンジカ及びイノシシによる下層植生の食害
- 海岸崖地の崩落
- 磯焼け

【外来生物の侵入】

・伊里前川へのオオクチバス (特定外来生物) の定着

【野生動物との摩擦】

イノシシとの接触

【利用上の危険性】

・マツ枯れによる枯死木の残置

公園事業

歌津崎展望施設、長須賀野営場、長須賀水泳場、歌津崎線道路(車道)

主な保全対象

歌津半島のクロマツ林、タブノキ林(特定植物群落)、・志津川湾の藻場(重要湿地)、コクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)及びその生息地、歌津崎及び長須賀海岸から見た海食崖、平棚・松崎地区の海食崖、化石産出地(館崎)、地層観察ができる路頭(館崎)

(5) 志津川・戸倉地区(南三陸町)

現況

【地形・地質】

大規模な海食崖と周辺岩礁

【動植物】

- アカマツ、クロマツを主体とした植生
- ・神割崎のクロマツ林 (特定植物群落)
- ・荒島のタブノキ林 (特定植物群落)、椿島のタブノキ林 (特定植物群落)、竹島のタブノキ林
- · 椿島暖地性植物群落(国指定天然記念物)
- ・ニホンカモシカ (国指定天然記念物)
- ・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
- ・周辺の森林にはクマタカ(希少種・絶滅危惧種)が生息
- ・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)が 渡来
- ・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ(絶滅危惧種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来
- ・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
- ・志津川湾の藻場(ラムサール条約登録湿地・重要湿地)
- ・イヌワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)が飛来

【歴史・生活文化】

- ・カキ等の養殖
- 竹島の天女伝説
- ・椿島の椿島神社 (スサノオノミコト伝説)
- ・行山流鹿子躍発祥の地(水戸辺)

【保全・普及啓発活動】

- ・「宮城県志津川自然の家」での海洋学習(坂本海岸、椿島等)
- ・アアモ場の造成活動の実施

【利用状況】

- 風景探勝(神割崎)
- ・釣り、海水浴、シーカヤック (竹島・海食洞)、スノーケリング、ダイ

	ビング、SUP、サーフィン、漁業体験
	キャンプ(神割崎キャンプ場)
	みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	• 神割崎
課題	【自然景観の劣化】
	・マツ枯れ、ナラ枯れ被害の被害拡大
	・ニホンジカ、イノシシによる下層植生の食害
	・海岸崖地の崩落
	磯焼け
	・海水温の上昇による北方性の水生生物の減少及び南方性種の増加
	【野生動物との摩擦】
	・ツキノワグマ、イノシシとの接触
	【利用上の危険性】
	・マツ枯れによる枯死木の残置
公園事業	神割崎集団施設地区、戸倉園地(環境省)、志津川・北上線道路(車道)、神割
	崎観光線道路(車道)
主な保全対	神割崎のクロマツ林(特定植物群落)、荒島のタブノキ林(特定植物群落)、椿
象	島のタブノキ林 (特定植物群落)、竹島のタブノキ林、志津川湾の藻場 (重要
<u> </u>	湿地)、神割崎から見た海食崖、節理が観察できる露頭(神割崎)、コクガン
	(絶滅危惧種・国指定天然記念物)及びその生息地
	(船級)

(6)北上地区	区(石巻市)
現況	【地形・地質】
	・大規模な海食崖と周辺岩礁
	・半島先端に位置する神割崎は、断層に沿う海食作用により岩の間に幅
	狭い間隙が生じ、そこに波が押し寄せる特異な景観
	【動植物】
	・アカマツ、クロマツを主体とした植生
	・神割崎のクロマツ林 (特定植物群落)
	・大指海域及び双子島、鞍掛島、蹄島、黒島のウミネコ、ゴイサギ、ア
	マツバメ、ウトウ等の繁殖地(県指定天然記念物)
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・周辺の森林にはクマタカ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)
	が渡来
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオ
	ワシ (希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ (絶滅危
	惧種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	・ニホンカモシカ(国指定天然記念物)
	・双子島のウミネコ(重要野鳥生息地)
	・北上川河口部及び長面浦の湿原植生・昆虫類・底生生物・ガンカモ類
	(重要湿地)
	・イヌワシが生息(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)

1	
	【歴史・生活文化】
	・ワカメ等の養殖
	【保全・普及啓発活動】
	【利用状況】
	・野鳥観察、釣り、漁業体験
	• 風景探勝(神割崎)
	・地引網体験、海水浴、サーフィン、SUP(白浜)
	・みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・神割崎、上ノ山
課題	【自然景観の劣化】
	・ヨシ原の減少(震災による地盤沈下・隆起)
	【地域の活力低下】
	・人口減少
公園事業	神割崎集団施設地区、上ノ山展望施設、白浜水泳場、月浜園地(環境省、石
公園事業	
	巻市)、志津川・北上線道路(車道)、神割崎観光線道路(車道)
主な保全対象	神割崎のクロマツ林(特定植物群落)、北上川河口域の湿原植生・昆虫類・底
	生生物(重要湿地)、コクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)及びその生
	息地、双子島のウミネコ(重要野鳥生息地)、神割崎から見た島嶼を含む志津
	川湾及び追波湾の海岸景観、上ノ山から見た島嶼を含む追波湾の海岸景観、
	砂浜(白浜)、化石産出地(大指)、地層が観察できる露頭(神割崎)
	が供(口供)、117年山地(八相)、地層が観察(きる路頭(仲間呵)

(7)雄勝地区	<u>(</u> (石巻市)
現況	【地形・地質】
	・連続した比高 30m~60m程の海食崖及び岩礁
	・荒浜海水浴場付近の甲島では魚竜の化石が産出
	【動植物】
	・沿岸はアカマツ、クロマツを主体とし、周辺にはコハマギク、トベラ 等の植生
	・内陸はコナラ二次林、スギ植林を主体とし、モミ自然林が点在 ・
	・八景島暖地性植物群落(特定植物群落・国指定天然記念物)
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物) が渡来
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オ
	オワシ (希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ (絶滅危惧種)、ヒメウ (絶滅危惧種) が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	・イヌワシが生息(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)
	【歴史・生活文化】 ・ホタテ・カキ等の養殖
	【保全・普及啓発活動】
	・「モリウミアス」での林業体験、漁業体験
	【利用状況】

	国目降带 64 10 次元/20 CUD
	・風景鑑賞、釣り、海水浴、SUP
	みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・峠崎、白銀崎(白銀崎灯台)、大須崎(大須崎灯台)
課題	【自然景観の劣化】
	・ニホンジカによる下層植生の食害
	【通景の阻害】
	・車道沿いの樹木が繁茂
	【野生動物との摩擦】
	・ニホンジカとの交通事故
	・ツキノワグマとの接触
公園事業	峠崎展望施設、白銀崎展望施設、峠崎線道路(車道)、雄勝線道路(車道)、女
	川・雄勝線道路(車道) (宮城県)
主な保全対象	貢尻島の暖地性植物群落(特定植物群落)、八景島の暖地性植物群落(特定
	植物群落)、峠崎から見た八景島諸島等周辺の海岸景観、、白銀崎から見た周
	辺の海岸景観及び白銀﨑灯台、大須崎から見た周辺の海岸景観及び大須崎灯
	台、化石産出地(荒浜)

(8)女川地區	区(女川町)
現況	【地形・地質】
	・出島、御前湾側を中心に海食崖が発達し、出島周辺には多数の岩礁
	・御前浜の褶曲(地層の側方から大きな力が掛かった際に、地層が曲がり
	くねるように変形する現象)
	・江島列島の笠貝島は球状斑れい岩(県指定天然記念物)を産出
	【動植物】
	・出島はマサキ、トベラなどの植生が発達し、山地部はスギ、アカマツ、 コナラを主体とする植生の中にモミが点在
	・江島列島はヤブツバキ、トベラ等の暖帯性植物が繁茂
	・出島のタブノキ林(特定植物群落)
	・陸前江島のウミネコ及びウトウ繁殖地(国指定天然記念物・足島、荒薮)
	小島)
	・陸前江島のウミネコ(重要野鳥生息地)
	・海食崖にハヤブサ(絶滅危惧種)が生息
	・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)が
	渡来
	・冬季にはオジロワシ(絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオワシ(絶
	滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ(絶滅危惧種)、ヒメウ(絶
	滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	・足島はウトウの国内外集団繁殖地南限、クロコシジロウミツバメ(絶
	滅危惧種)、コシジロウミツバメ(絶滅危惧種)、ヒメクロウミツバメ
	(絶滅危惧種)が繁殖期に飛来 ・イヌワシが生息(絶滅危惧種・国指定天然記念物)
	「歴史・生活文化」
	・ホタテ等の養殖
	・江島の法印神楽(県指定無形民俗文化財)
	【保全・普及啓発活動】
	・女川ネイチャーガイド協会による自然体験教室など

	【利用状況】
	・釣り、自然探勝、風景探勝
	・シーカヤック (御前湾)
	・ダイビング(竹浦、笠貝島)
	・ハイキング(大六天山、石投山、黒森山)
	みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・大六天山(登山道、山頂周辺及び展望台)、江島
	【利用者のマナー】
	・釣り客によるゴミの不法投棄
	・釣り客による公共施設の悪用
	・釣り客による地元漁業者の作業妨害
課題	【自然景観の劣化】
	・植物のみだりな採取
	・大雨等による樹木の流出
	・ニホンジカによる樹皮はぎ、下層植生の食害
	・ウニによる海藻の食害(磯焼け)
	【野生動物との摩擦】
	・ニホンジカとの交通事故や糞害
	・ダニ・ヒルによる吸血被害の増加
	・ツキノワグマとの接触
公園事業	大六天展望施設、江島展望施設、女川・雄勝線道路(車道) (宮城県)、竹浦・
	出島線道路(車道)(宮城県、女川町)
主な保全対	出島のタブノキ林(特定植物群落)、陸前江島のウミネコ及びウトウの集団繁
象	殖地(国指定天然記念物)、陸前江島のウミネコ(重要野鳥生息地)、出島、第
	六天山から見た女川湾及び牡鹿半島周辺の海岸景観、江島展望施設から見た海
	食崖、江島諸島周辺の海食崖

(9)牡鹿半島	-
現況	【地形・地質】
	・大規模に発達した海食崖、リアス海岸を構成する代表的な半島
	・褶曲の影響が強い
	・ジュラ紀、白亜紀の地層の斜交層理(水流や風の速さ、向きが変化す
	る環境で堆積が起こったときにできる、層理面と斜交した細かな縞模
	様)
	【動植物】
	・アカマツを主体とした高木層とマサキ、トベラなどの低木層
	・牧の崎のモミ・スギ林(特定植物群落)、桂島のタブノキ林(特定植物
	群落)、清崎のアカマツ林(特定植物群落)、駒ヶ峯のモミ林(特定植
	物群落)、山王島の暖地性植物群落(特定植物群落)
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季には沿岸及び河口にコクガン(絶滅危惧種・国指定天然記念物)
	が渡来
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定然記念物天)、オオ
	ワシ (希少種・絶滅危惧種・国天)、ウミスズメ (絶滅危惧種)、ヒメ
	ウ(絶滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来

・イヌワシが生息(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物) 【歴史・生活文化】 ・金華山への参詣に使われていた金華山道 ・鮎川浜の捕鯨文化 ・カキ、ホヤ、ワカメ等の養殖 【保全·普及啓発活動】 ・シーカヤックによる自然体験プログラム 【利用状況】 ・自然探勝、ハイキング、マウンテンバイク、狩猟、釣り、シーカヤッ ク、サーフィン、水上バイク、漁業体験、海水浴 ・鮎川浜は金華山等周辺の島への定期船が発着 風景探勝(御番所公園) ・キャンプ(おしか家族旅行村オートキャンプ場) みちのく潮風トレイル 【主要な展望地】 ・清崎、おしか御番所公園 ・金華山航路、網地島・田代島航路 ・牡鹿半島公園線道路(県道 220 号線、コバルトライン) 課題 【自然景観の劣化】 ・ニホンジカによる下層植生の食害 【通景の阻害】 ・車道沿いの樹木が繁茂 【野生動物との摩擦】 ・ニホンジカとの交通事故 イノシシとの接触 【情報発信の不足】 ・地域の魅力 公園事業 鮎川浜集団施設地区(環境省、石巻市)、月浦展望施設、清崎園地、山鳥渡宿 舎、山鳥渡野営場、御番所園地(石巻市)、鮎川・山鳥線道路(歩道)、牡鹿半 島公園線道路(車道)、牡鹿半島東海岸線道路(車道)、牡鹿半島西海岸線道路 (車道)(宮城県)、鮎川浜金華山線船舶運送施設、鮎川浜田代島線船舶運送施 主な保全対象 牧の崎のモミ・スギ林 (特定植物群落)、桂島のタブノキ林 (特定植物群 落)、清崎のアカマツ林(特定植物群落)、駒ヶ峯のモミ林(特定植物群落)、 山王島の暖地性植物群落(特定植物群落)、褶曲した地層が観察できる露頭 (牧ノ崎)、斜交層理が観察できる露頭 (黒崎)、清崎の遊歩道から見た海岸 景観、おしか御番所公園及びコバルトラインから見た海岸及び金華山等離 島、金華山航路及び網地島・田代島航路から見た牡鹿半島と金華山・網地島 及び田代島の海岸景観

(10)金華山地区(石巻市)

現況

【地形・地質】

- ・全島がほぼ花崗岩からなり、周囲は比高 50m以上にもおよぶ大規模な 海食崖
- ・節理、岩脈など花崗岩に付随した多彩な地質現象(千畳敷、天柱石)
- ・褶曲や斜交層理

【動植物】

	・ブナ、ケヤキ、モミ、アカマツ、クロマツ等が垂直的に分布
	・金華山島の植物群落(特定植物群落)
	・ニホンジカ、ニホンザルの生息地
	・春先には沖合をクジラ類が通過
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオ
	ワシ (希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ (絶滅危
	は種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	・島周辺の海域でウミスズメ(絶滅危惧種)が越冬
	・沖合をアホウドリ(希少種・絶滅危惧種)、コアホウドリ(絶滅危惧
	種)が通過
	【歴史・生活文化】
	・金華山黄金山神社
	・金華山灯台(日本の灯台 50 選)
	【保全・普及啓発活動】
	・ボランティアによる植林
	・NPO 法人「Fast Assent Japan」によるボルダリングイベント及び登山
	道修繕
	【利用状況】
	・参拝(黄金山神社)
	・自然探勝、ハイキング(山頂)
	・風景探勝(千畳敷、千人沢)
	・ボルダリング (千畳敷)
	・みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・金華山(山頂)、鮑荒崎、金華山航路、金華山灯台
課題	【自然景観の劣化】
	・ニホンジカによる下層植生の食害
	【野生動物との摩擦】
For the site	・ニホンジカへの餌やり時にツノで突かれるなどの事故
公園事業	鮑荒崎展望施設、東北自然歩道線道路(歩道)(宮城県)、金華山島線道路(歩
+ 4 / 1 / 4 / 4	道)、鮎川浜金華山線船舶運送施設
主な保全対象	金華山島の植物群落(特定植物群落)、千畳敷、千人沢、天柱石、金華山山
	頂、鮑荒崎及び金華山航路から見た牡鹿半島及び金華山の海岸景観、金華山 灯台から見た周辺の海岸景観
	7月日かり元八月辺7月世月末観
i	

F		
(11)網地區	(11)網地島・田代島地区(石巻市)	
現況	【地形・地質】	
	・田代島は岩石海岸と崖上の緩斜面や段丘面など変化に富んだ地形	
	・網地島の大部分を占める海食崖や段丘面	
	・網地島の漣痕(水底に波が形成した模様が残ったもの)	
	【動植物】	
	・アカマツを主体とした植生	
	・祗面島、佐茂島は、マサキ、トベラを主体とした植生で、ウミネコな	
	ど海鳥の繁殖地	

	・網地島のタブノキ林(特定植物群落)
	・春先には網地島沖合をクジラ類が通過
	・海食崖にハヤブサ(希少種・絶滅危惧種)が生息
	・冬季にはオジロワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、オオ
	ワシ(希少種・絶滅危惧種・国指定天然記念物)、ウミスズメ(絶滅危
	は種)、ヒメウ(絶滅危惧種)が渡来
	・冬季にはケイマフリ(絶滅危惧種)が沿岸に飛来
	【歴史・生活文化】
	・仁斗田貝塚(県指定史跡)
	・大謀網
	【保全・普及啓発活動】
	一
	【利用状况】
	・ハイキング
	・海水浴、釣り、シーカヤック、スノーケリング、水上バイク
	・漁業体験
	・キャンプ (田代島マンガアイランド※公園外)
	・風景探勝(三石崎、渡波滅生崎)
	みちのく潮風トレイル
	【主要な展望地】
	・三石崎、渡波滅生崎、網地島・田代島航路
課題	【利用者のマナー】
	・ネコへの無責任な餌やり
	・ゴミ捨て
	・民地への立入り
	・区域外でのバーベキュー
公園事業	田代島展望施設、網地園地、渡波滅生園地、鮎川浜田代島線船舶運送施設
主な保全対象	網地島のタブノキ林(特定植物群落)、漣痕が観察できる露頭(長渡)、三石
	崎から見た周辺の海岸景観、網地島・田代島航路から見た田代島、網地島及
	び牡鹿半島の海岸景観、渡波滅生崎から見た網地島、牡鹿半島及び金華山

2.3. 国立公園の管理運営を進める上での主要課題

(1) 自然景観の劣化、通景の阻害

本地域においては、マツノザイセンチュウによるマツ枯れの被害が拡大し、特徴的なクロマツの景観(海食崖のクロマツ林、白砂青松)に影響が見られています。また、道路沿線の樹木が生長することにより、道路沿線からの主要な展望対象であるリアス海岸を構成する入り組んだ半島等の通景が阻害されている場所も見られます。さらに、山稜線にアンテナや鉄塔が乱立することで、眺望に影響を与えるケースもあります。自然景観を保全し通景を確保していくためには、適切な維持管理が必要です。

(2) 里地里山等の管理や担い手の不足

スギなどの人工林が生育する箇所では、場所によっては手入れ不足や間伐の遅れにより、 生物多様性の低下、自然景観及び地域産業への影響等が懸念されています。また、コナラな どが生育する里山では、薪炭林としての利用が行われなくなることで、高齢化したナラ類の ナラ枯れ被害が懸念されています。また、地域の少子高齢化により、山林の手入れをする担 い手も不足している状況があります。里地里山を適切に管理するためには、スギなどの間伐 材及び里山の広葉樹の利用の推進並びに地域外の人も管理に関われる仕組みなどが必要で す。

(3) 廃棄物の散乱

公園利用が多い場所においては、廃棄物の不法投棄や漂着などにより、道路沿い、海辺などにゴミが散乱している状況があります。マナー向上を呼びかけるとともに、ゴミの回収・ 処理を行い、ゴミを捨てにくい環境を整えることも必要です。

(4) 野生動物との摩擦

近年ニホンジカの増加により、山林の下層植生や樹木の食害、ヤマビル・マダニの拡散、ニホンジカ等の車道への飛び出しによる交通事故が起こっています。また、イノシシやニホンカモシカ、ツキノワグマの目撃も増加しています。海中では、ウニの増加により海藻の食害が起こっています(磯焼け)。また、地球温暖化による海水温の上昇により、北方性の海洋生物が減少し、南方性の海洋生物が通年見られるようになるなど、海の生物相に変化が見られています。自然の状況の変化に注意し、現状や対策の検討状況などについて、関係者が情報共有することが必要と考えられます。

(5) 外来生物の侵入や拡大

外来植物の繁茂や、オオクチバスの侵入等、外来生物の生育・生息域が拡大しています。 また、元々その地域に生育・生息する種であっても、他の地域から個体を持ち込むことによ り、遺伝的多様性への影響が懸念されています。外来種が与える影響などについて周知を図 るとともに、緑化工事の際に配慮を呼びかけることも必要です。また、侵略的外来生物につ いては早期の対策が必要と考えられます。

(6) 利用環境の整備

東日本大震災によって、公園利用の際に拠点となる場所などが被害を受けました。海辺は、復興工事の際には海への経路が制限され、海水浴場など気軽に海に親しめる場所が一時的に減少しました。また、車道の通年利用等、様々なニーズが増えています。幅広い層の利用者が安心して自然に親しむためには、利用環境を整えていく必要があります。

(7) 利用マナーや自然体験活動に対する地域の理解

希少な植物、海浜植物、自然景観を形成しているヤマツツジ等のむやみな採取が確認されています。また、動物への餌やり、ゴミのポイ捨て、民地への立入り、指定された区域外でのバーベキュー、夜遅くの花火など、地域住民の生活への悪影響も懸念されています。利用マナーにより自然体験活動に対する地域の理解が得られない場合もあります。自然環境の保全に関するルールやマナーについて周知を図り、自然資源や地域住民の生活を大切にしながら利用することが重要と考えられます。

(8) 地域の魅力や快適な利用のための情報発信不足

本地域は、新幹線駅から距離があるため車によるアクセスが中心となります。標識等の整備やインターネットなどによる情報発信により、地域の魅力を幅広く収集して統一的に発信することで、市町村をまたぐ長時間滞在を促すなど、引き続き情報発信の工夫が必要です。

3. ビジョン

1. 趣旨

国立公園の管理運営を進める中で、自然環境や生物多様性の保全、利用の推進による地域の 振興につなげていくためには、関係者が管理運営の方向性を共有するとともに、それぞれの役 割を発揮しつつ、連携して取り組むことが大切です。

本管理運営計画区の概況を踏まえて、南三陸金華山地域が目指すべき将来像(ビジョン)を以下のように設定します。

2. 目指すべき将来像

南三陸金華山地域が将来目指す姿として、3つの「将来像」を示します。その実現に向けた 取組みを関係者が進めることによって、訪れたくなる魅力的な国立公園になることを目指しま す。

■将来像① 地域の豊かな自然や生態系サービスを将来にわたって保全する国立公園

● 地域の宝である自然資源や自然環境を、次の世代に残す

※注釈:生態系サービスとは、食料や酸素、水の供給、気候の調整、レクリエーション、栄養の循環等、生物や生態系に由来する人類の利益になる機能のこと。

■将来像② 子どもやお年寄りを含む様々な層の人が安心して利用できる国立公園

● 地域の様々な情報が得られ、自然とふれあう喜びや知る楽しみ等を様々な層の人が安心し て満喫できる

■将来像③ 様々な主体と連携した取組みをおこなう国立公園

● 地域住民、利用者、NPO法人、企業、研究機関、行政等の様々な主体が国立公園に関わる機会が得られる

また、参考として、三陸復興国立公園満喫プロジェクトにおいて目指す、三陸復興国立公園利用の方向性(ビジョン)(三陸復興国立公園ステップアッププログラム 2025(以下、SUP2025 という。)より引用)を以下に示します。

- 南北に長い海岸線という国立公園の特徴を生かす
- 交通手段、移動の楽しみ方の多様さを生かす
- 南北を「一本の旅路」にすることで、各地域に潜む魅力を引き出す
- 地域間の連携(つながり)を強くする

【ビジョンの解説】

三陸復興国立公園の特徴である長い海岸線の各地には、箱庭のような小さな魅力や美しさが点在しています。本公園を訪れる旅行者に、トレイル歩きやサイクリング、鉄道やバスそして連絡船などの多様な移動手段で、ゆっくりのんびりとスロー旅を楽しみ、各地の魅力や味わいを体験できる旅が提供できるように、地域住民を含めた関係者間の連携を深めることや、旅の主役となる旅行者と住民とが、心の絆でつながっていくことをイメージしています。

さらに、三陸復興国立公園南部地域(宮城県エリア)における取組み(SUP2025 より引用)を以下に示します。

《優先的・重点的な取組み》

- ① コンテンツの磨き上げ
 - ・金華山・気仙沼大島等の離島での滞在について、航路運行時間の調整による滞在時間 の確保と、島内での体験コンテンツ等の造成を一体的に検討します。
- ② 快適性や利便性の向上、上質な自然景観や街なみの形成
 - ・みちのく潮風トレイルのルートで歩道のない道路の区間が多いことから、関係機関で 連携し安全対策を検討します。
 - ・海岸及び道路沿いの不法投棄ゴミが多いことから、関係者間による連携を密にし、マナー向上のための啓発やゴミ回収の方法等を検討します。

4. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

4.1. 自然環境及び風景地の保全

本地域の自然環境や風景などの地域資源は、国立公園の資質として、かつ、地域の暮らしを 支える要素として重要です。これらが損なわれないように保全するとともに、人の手が入るこ とによって保たれてきた里山については、地域住民だけでなく、地域外の人材も参加できる枠 組みを検討し、適切な管理や自然資源の活用を推進します。

(1) 関係する主要課題

- ・(1) 自然景観の劣化、通景の阻害
- ・(2) 里地里山等の管理や担い手の不足
- ・(3) ゴミの散乱
- ・(7) 利用マナーや自然体験活動に対する地域の理解

(2) 活動指針

自然景観区分毎の特性を踏まえ、保全方針を以下に定めます。

- リアス海岸を構成する地形と一体となった森林、砂浜とクロマツ、タブノキ林、海浜植物等、地域を特徴付ける重要な資源を守るために、地域住民とともに現状の自然景観の保全及び普及啓発活動を実施します。
- 地質や地層の様々な現象を知ることができる露頭を保全しつつ、地形の成り立ちや当時の自然環境について理解を深められるよう普及啓発します。
- 社寺と一体的となった自然林や、自然とともに暮らしてきた営みが感じられる風習、 季節を感じさせる祭りなど、文化的景観を保存するとともに、その活用に努めます。
- 森・里・川・海のつながりを意識して、自然環境の保全や自然資源を積極的に活用する取組みを、地域とともに進めます。また、地域住民ばかりでなく地域外の人材も参加できる枠組みなどの仕組みづくりを検討します。
- 震災などによるゴミが見られる沿岸や海中を中心に、地域と協働で美化清掃を実施します。
- 地域の特性を活かして、地域が持続的に保全活動できる枠組みを検討します。

4.2. 多様な生物の生息・生育域の確保と保全活動の推進

本地域には、砂浜、河口部の干潟や藻場などの湿地、海食崖や岩礁、草原など多様な生物を育む環境があります。これらは生物のすみかや餌場として重要なだけでなく、人の生活においても貯水、水質浄化、レクリエーションの場など様々な生態系サービスをもたらしています。多様な生物の生息・生育地を保全することにより、将来にわたって生態系サービスを享受できる環境を確保するとともに、外来生物の駆除や環境配慮型一次産業など、生物多様性の保全や持続的な生産といった取組みを推進します。

(1) 関係する主要課題

- ・(1) 自然景観の劣化、通景の阻害
- ・(2) 里地里山等の管理や担い手の不足
- ・(4) 野生動物との摩擦
- ・(5) 外来生物の侵入や拡大

(2) 活動指針

- 生物の生息・生育地や生育環境など、生物多様性の確保のために必要な情報を積極的に収集し、保全活動に活用します。また、マツ枯れ、ニホンジカの食害、磯焼け、植物の盗掘などの対策が必要な事項については、対策事例を収集し関係者との情報共有に努めます。そのうち、対策を実施している事項については積極的な情報発信に努めます。
- 東日本大震災によって変化した自然環境の状況をまとめた「重要自然マップ」(環境省生物多様性センター(平成26(2014年)公表))について、公共事業への反映や普及啓発における活用を促進します。
- ウシガエルやオオハンゴンソウなどの生物多様性に影響を及ぼすおそれのある外来生物については、関係機関、地域等が協力しながら積極的な駆除を実施します。
- 地域で推進している環境配慮型の一次産業や保全活動について、取組みを積極的に情報発信します。
- 東日本大震災によって土地利用の見込みがなくなってしまった低平地のうち、地域の 協力が得られる場所においては、自然のつながりを再生する取組みについて検討を進めます。

5. 適正な公園利用の推進に関する事項

5.1. 安全快適な利用環境の確保、自然体験や新しい利用の推進

本地域は震災の影響等により、自然にふれあう場や機会が減少しています。次世代に地域の 自然を残すためには、安心して利用できる環境を整え、子どもをはじめとする利用者が自然に 親しみ、自然を大切にする心を育み、自然との正しい触れあい方を学ぶことが重要です。併せ て、情報収集と発信体制を充実させ、安全快適な利用につながる情報発信をします。

(1)関係する主要課題

- ・(4) 野生動物との摩擦
- (6) 利用環境の整備
- ・(7) 利用マナーや自然体験活動に対する地域の理解
- ・(8) 地域の魅力や快適な利用のための情報発信不足

(2)活動指針

- 大人から子どもまで楽しめる、森・里・川・海のつながりが感じられる自然体験活動を 推進します。特に、子どもを対象とした自然体験活動については、地域の学校や親子ば かりでなく、地域外の子どもも対象とした活動を推進します。
- 山の冬季利用、自然の脅威を伝える防災プログラム、木質バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの取組み、文化・歴史を伝えるプログラム等、多様な自然体験活動の 実施を検討します。
- 「みちのく潮風トレイル」の利用を促進します。
- ニホンジカやツキノワグマなど、野生生物との適切な関わりについて、普及啓発を進めます。
- 地区ごとに、関係者と地域の自然を活用した利用のあり方を検討します。また、必要に 応じて、安心して自然に親しめる場所を選定し、利用を推進するための拠点の整備につ いても検討します。
- 利用施設においては、定期的な除草や清掃、点検を実施し、安全で快適な利用を推進します。また、危険箇所には防護柵や注意標識等を適切に設置し、破損又は老朽化した施設については補修や撤去をするなど、適切な管理を行うことで利用者の安全を守ります。
- 自然体験活動における安全対策の徹底や、海に面した利用施設における津波の際の避難 誘導等、安心して利用できる体制を整えます。

- 公園利用のために重要な交通である船舶等は、震災により減便されるなど、利用の支障となっている場所もあることから、先々の利用を考慮した適正な便数の確保の協力を求めます。
- 観光協会や地域の団体の協力を得て収集した南三陸金華山地域の自然や利用等の最新情報を、ビジターセンター等で分かりやすく加工・編集・発信するとともに、他の施設においても共有ができるよう調整を図ります。

5.2. 地区別の活動指針

【本吉海岸地区】

- ・観光協会や地域の団体と協力しながら広域の情報を収集し、日々変化する自然や地域資源の状況、被災施設等の復旧・再整備、イベントの開催等について関係者間で共有・検討する場の設定を検討します。
- ・地域の関係機関と相互に協力し連携しながら、地域資源の保全と利活用や、園地等施設の 管理運営等について検討します。

【津山地区、歌津地区、志津川・戸倉地区】

・登米市の森・川と志津川湾周辺の海を連携した自然体験活動の展開を検討します。

【歌津地区、志津川·戸倉地区】

・情報提供施設を自然体験活動の拠点として、「志津川自然の家」や「南三陸町自然環境活用センター」などの地域の関係機関と相互に協力、連携して、環境教育や自然体験活動を 推進します。

【雄勝地区】

・地域の関係団体をはじめ、観光協会や石巻圏 DMO 等と連携し、地域資源の情報発信をする とともに、ツアーやプログラム等に取り入れながら体験活動を推進します。

【女川地区】

- ・地域と一体となって自然体験活動を推進するために、自然環境や地域住民の生活に配慮したフィールド利用ガイドラインを、地域及び関係団体と協働で策定します。
- ・観光協会や地域の関係機関と協力しながら、地域資源の魅力について情報発信するととも に、自然体験活動の展開を推進します。
- ・急増している悪質な釣り客の更なる増加により地域住民の生活への悪影響や、旅行者の満 足度低下が懸念されるため、注意喚起看板等によるマナー違反の抑制を促します。

6. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

6.1. 許可、届出等取扱方針

(1)特別地域、特別保護地区及び海域公園地区

特別地域、特別保護地区及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出取扱要領」(令和4 (2022) 年4月1日付け環自国発第 22040115 号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(令和4 (2022) 年4月1日付け環自国発第22040116 号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針(審査基準)によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

また、風力発電施設の取扱いに関しては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(平成 25 (2013) 年 3 月 29 日付け環自国発第 1303291 号)」及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を用い、地熱開発の取扱いに関しては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成 27 (2015) 年 10 月 2 日環自国発第 1510021 号)」に基づいて運用する。

行為の種類	取扱方針
全行為共通	 <審査基準> 各種行為で発生した残土は、原則として、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。 各種行為で発生した法面及び裸地は、原則として、緑化(自然侵入促進工を含む、以下同じ)すること。
	 〈配慮を求める事項〉 各種行為が風致景観を損なうことなく、周辺の自然景観と調和するよう配慮すること。 各種行為に伴う支障木は、可能な限り、行為地周辺の修景緑化に使用すること(園芸品種や外来種など、本来当地域に自生しない樹種を除く)。修景緑化による使用が難しい場合、伐採後は、原則として、国立公園区域外に搬出すること。 修景植栽に用いる樹種は、原則として、地域性系統の植物(「自然公園における法面緑化指針」及び「自然公園における法面緑化指針解説編」(以下、2 つをまとめて「緑化指針」という。)の定義による(以下同じ。)こと。 地形の改変が少ない工法及び線形とするとともに、支障木の伐採を極力少なくして自然環境への影響に配慮する。
工作物	
1)建築物	<審査基準> ア)屋根の形状・勾配 ・ 切妻・寄棟等で軒(庇)のあるものとし、陸屋根、片流れ、曲面屋根でないこと。ただし、周辺の既存建築物の屋根の形状が、切妻・寄棟等以外であって、それらの形状と調和した形状を用いる場合、又は建

築面積 10 ㎡以下の小規模の建築物である場合はこの限りではない。 なお、陸屋根である既存建築物は、原則として、屋根の増改築の際 に、勾配屋根に見える様な工夫(飾屋根や傾斜パラペット等)がされ ているものであること。

- 屋根勾配は、10分の3以上とすること。
- イ)屋根(飾屋根等を含む。以下同じ。)の色彩

こげ茶色、黒色又は暗灰色のいずれかの色彩であり、周囲の自然と調和した色彩であること。これら以外の色彩の屋根を持つ既存建築物の増改築において、屋根の改修や塗り直しを伴う場合は、前述の色彩であること。ただし、周辺に位置する既存建築物の屋根の色彩がこれらの色彩以外の場合にはこの限りではなく、それらの色彩と調和した色彩であること。

ウ)壁面の色彩

茶色系、白色系又は灰色系のいずれかの色彩を用いることとし、周囲の自然と調和した色彩を用いること。

- 工)付带施設・工作物
- ・ 駐車場及び取付道路については、風致の保護上支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。
- ・ 照明を設置する場合には、建築物等のライトアップを目的とするものではないこと。
- 才) 修景緑化
- ・ 公園利用施設や公園利用の航路等から建築物が望見されないよう、建築物の周囲は樹木による修景植栽を行うこと。
- カ) 支障木の伐採

当該建築物を設置するために必要最小限の範囲であること。なお、 移植可能なものは当該敷地内での移植が望ましい(園芸品種や外来種 など、本来当地域に自生しない樹種を除く)。

2) 道路(車 道·歩道)

<審査基準>

ア)線形・勾配

地形の改変が少ない工法及び線形とする。

イ) 付帯施設

- ・ 法面擁壁は、原則として、自然石又は自然石を模したブロック等による石積擁壁、若しくは同様の化粧張を施したコンクリート擁壁であること。ただし、通常公園利用者から望見されない位置にあるものについてはこの限りではない。
- ・ コンクリート吹付、モルタル吹付は、硬岩が露出し勾配が急な箇所に おいて通行の安全を確保する上で、他に適切な方法がない場合に限 る。
- ・ ロックネット、ロックフェンスの色彩は、周囲の岩肌と調和するよう、こげ茶色、灰色のいずれかであること。ただし、これら以外の色彩とする必然性が認められる場合はこの限りではない。
- ・ 交通安全柵の色彩は、原則として、こげ茶色又は灰色のいずれかであること。ただし、既存交通安全柵の部分的な補修の場合は、この限りではない。
- ・ トンネル出入口は、原則として、自然石又は自然石に模した表面仕上 げであること。

3) 電柱(電 <審査基準> 力・電話)、鉄 ア) 主要な展望地や公園事業施設からの眺望の妨げにならないよう、公園 事業道路より可能な限り離れた位置、又は、公園事業道路から見た場 塔、アンテナ等 合に既存工作物の背後等に設置すること。やむを得ず公園事業道路付 近に設置などする場合は、主要な展望方向の反対側に設置すること イ) 高さ・本数は、必要最小限であること。 ウ) 電力、電話柱等の色彩は、木柱及びコンクリート柱は素材色のまま又 はこげ茶色、鉄柱等はこげ茶色又は灰色のいずれかであること。ただ し、これら以外の色彩とする必然性が認められる場合はこの限りでは ない。 エ) 鉄塔の色彩は、原則として、灰色であること。なお、昼間航空灯につ いては、他法令の規定により灰色によりがたい場合はこの限りではな V) オ) 携帯電話等のアンテナを既存鉄塔や工作物に付帯させる場合は、既存 鉄塔や工作物の高さ(避雷針を除く。)を超えないものであること。 <配慮を求める事項> 電力線及び通信線が並行する場合は、できる限り電柱共架とするこ 4) 自動販売機 <配慮を求める事項> ア) 建築物の軒下や壁面に接して設置すること。 イ) 色彩は周囲と調和のとれたものであること。 5) 堤防、護岸 <審査基準> ア) 法面の形状 原則として、自然石又は自然石を模したブロック等が使用されるこ と。ただし、通常公園利用者から望見されない位置にあるものについては この限りではない。 イ) 付帯施設 転落防止柵の色彩は、原則として、こげ茶色、灰色のいずれかであ ること。ただし、既存転落防止柵の部分的な補修の場合は、この限り ではない。 <配慮を求める事項> できる限り自然海岸を避ける等、自然環境に及ぼす影響を極力小さく するとともに、やむを得ず自然海岸等に設置する場合には、当該地及 び周辺の自然環境、風致景観への影響に十分配慮するため、当該工作 物に伴う余地がある場合には「緑化指針」に沿った緑化がなされるも のであること。 木竹の伐採 <審査基準> ア) 風致景観を損なうことのないよう、必要最小限の伐採範囲にとどめる こと。 イ) 適切な土壌流出措置を講じること。 ウ) 伐採終了後、作業道又は作業路等は適切な跡地処理を行うこと。 <配慮を求める事項> 公園利用者の安全の確保が危惧される箇所については、利用の安全確 保上必要最小限の伐採範囲にとどめる。

	・ 主要な展望地等における眺望を確保するための伐採については、他の 視点場から当該地の工作物が視認されないよう (工作物が隠れるよ う) に樹木を残すなど、配慮すること。
鉱物の掘採及び 土石の採取	<審査基準> ア) 主たる山稜線の分断を避ける等風致の保護上支障のない採取区域とすること。 イ) 跡地は、緑化指針に沿った適切な緑化を図ること。
	<配慮を求める事項> ・ 調査及び学術研究を目的としたものについて、公園利用施設及びその 周辺等利用者が訪れる場所における公園利用者の集中する曜日、時間 帯の土石の採取は、可能な限り避けること。
土地の形状変更	<審査基準> ・ 風致景観を損なうことのないよう、必要最小限の改変範囲にとどめること。
広告物等	
1)指導標、案 内板等	<審査基準> ア) 規模・形状・材料 指導標、案内板等の数量は必要最小限とし、材料は可能な限り木材、
	石材等の自然の素材を利用する。 イ) 色彩 自然の素材色又はこげ茶色の地に白文字であること。ただし、地図、 写真、ロゴマーク等の表示を行う場合は、この限りではない。
	 <配慮を求める事項> ・ 案内標識等のデザインは「自然公園等施設技術指針」(最新版)の第3部第7章公共標識(サイン類)を参考とすること。 ・ 標識類が周辺の風致景観と調和するよう留意する。 ・ 同一地区内における標識看板類については、形状、色彩及び材料を統一すること。
2) 営業用広告 物	〈審査基準〉 ア)規模・形状・材料 営業用広告物の数量は必要最小限とし、材料は可能な限り木材、石材等の自然の素材を利用する。 イ)色彩 自然の素材色又はこげ茶色の地に白文字であること。ただし、地図、写真、ロゴマーク等の表示を行う場合は、この限りではない。
	<配慮を求める事項> デザインは「自然公園等施設技術指針(最新版)の第3部第7章公共標識(サイン類)」を参考とすること。 営業地以外における広告及び看板(野立広告、電柱、鉄塔、アンテナ等掲示広告物等)は極力避けること(誘導標識類を除く)。 同一地区内における標識看板類については、形状、色彩及び材料を統一すること。

水面の埋立及び 干拓

<配慮を求める事項>

・ 可能な限り自然海岸を避ける等、水面の埋立及び干拓の規模を最小限 として、風致景観に及ぼす影響を可能な限り低減すること(道路、漁 港、港湾等の公共事業の整備のための埋立を除く)。

(2)普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和4 (2022) 年4月1日付け環自国発第22040115号)第30の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」(令和4 (2022)年4月1日付け環自国発第22040118号)によるほか、主要な展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な風致、景観の保全上著しい支障が生じる場合等、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

6.2. 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容、国立公園事業取扱要領(令和4(2022)年4月1日付け環自国発第22040111号。以下「事業取扱要領」という。)によるほか、以下の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
全事業共通	「6.1.許可、届出等取扱方針」、「全行為共通」と同様とする。
道路(車道)	<審査基準> 「許可、届出等取扱方針」、「2) 道路(車道・歩道)」と同様とする。 <整備方針> ・ 本地域は、車による利用が多いため、道路沿線の車窓景観に配慮する。 <管理・指導方針>
	 ・ 路肩等の草刈りを定期的に行い、風致景観に配慮すること。 ・ 車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への啓発を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努める。 ・ 標識類、危険防止柵等で、老朽化又は破損したものは、速やかに補修又は更新する。 ・ 樹木等が生長したことにより通景が阻害されている場所については、必要に応じて車窓風景を確保するための通景伐採を指導する。
道路(歩道)	<審査基準> ア) 現地形の改変量が少ない線形とし、周辺の自然植生等への影響が少ない工法とする。 イ) 休憩所、展望施設、公衆便所等の付帯施設は、風致景観に配慮し適正に配置する。
	 <整備方針> ・ 案内標識のデザインは「自然公園等施設技術指針(最新版)の第3部第7章 公共標識(サイン類)」を参考に、地域で統一したものにより充実を図る。 ・ 公園利用を促進するための基幹的施設であり、環境教育の促進に配慮し、適切に整備する。 ・ 標識類の整備にあたっては、多言語化を図る。
	〈管理方針〉 表示内容が重複する等、乱立している標識類については整理統合を検討すること。 草刈りを定期的に行うなど、利便性の向上に努める。また、登山道は、管理者、地元ボランティア等と協力して適切な巡視を実施し、利用者への迅速な情報提供を行い、安全確保に努める。
園地	<審査基準> ア)建築物については、「7.1.許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。

イ) 施設配置

- ・ 駐車場、休憩所、展望施設、公衆便所等の付帯施設は、利用及び管理を 考慮して適正に配置し管理する。
- ・ 指導標、案内板、解説板等は、自然への理解を深め利用の効果を高める ため、効果的に配置する。

<整備方針>

- ・ 案内標識のデザインは「自然公園等施設技術指針」(最新版)の第3部第7章公共標識(サイン類)を参考に地域で統一したもので充実を図る。
- ・ 自然探勝、自然観察等、自然と利用者とのふれあいが推進されるよう配 慮した計画とする。整備にあたっては、現地形の改変を最小限とし、自 然環境に十分配慮する。
- 表示内容が重複する等、乱立している標識類については整理統合を検討 すること。
- 標識類の整備にあたっては、多言語化を図る。

<管理方針>

・ 草刈り、ゴミ拾い等を定期的に行うなど、利便性の向上に努める。また、老朽化等による事故がないよう適正に管理し、安全確保に努める。

宿舎

<審査基準>

- ア)建築物については、「7.1.許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。
- イ)標識類は、「7.1.許可、届出等取扱方針」、「4)広告物等」と同様とする。
- ウ) 駐車場は、風致景観の保護上支障がない範囲で、かつ利用者数に応じた 適正な規模とする。
- エ)従業員宿舎、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舎と調和のとれた外部意匠とすること。

<整備方針>

- ・ 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を風致景観 との調和に配慮して整備するものとする。
- ・ 同一地区に複数の施設がある場合は、建築物、看板等の基本的意匠の統 一を図るものとする。

<管理方針>

・ 利用及び管理を考慮して適正に管理する。

休憩所

<審査基準>

・ 建築物については、「7.1. 許可、届出等取扱方針」、「1) 建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ) 付帯施設・工作物」及び「オ) 修 景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア) 屋根の形状・勾配」及び「イ) 屋根の色彩」は適用しない。

<整備方針>

・ 車道、歩道、園地等の利用施設と連携し、周辺の自然環境に調和した利 用者数に見合った適正な規模とする。

<管理方針>

・ 駐車場等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に配置し管理する。

展望施設

<審査基準>

・ 建築物については、「7.1. 許可、届出等取扱方針」、「1) 建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ) 付帯施設・工作物」及び「オ) 修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア) 屋根の形状・勾配」及び「イ) 屋根の色彩」は適用しない。

<整備方針>

・ 車道、歩道、園地等の利用施設と連携し、周辺の自然環境に調和した利用者数に見合った適正な規模とし、整備にあたっては現地形の改変量を最小限とする。

<管理方針>

- ・ 老朽化等による事故がないよう適切に維持管理を実施し、安全確保に努める。
- ・ 眺望を確保するための伐採については、他の視点場から工作物が視認されないよう樹木を残すなど、配慮する。
- ・ 駐車場等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に配置し管理する。

野営場

<審査基準>

- ア)建築物については、「7.1.許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修 景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存 建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋 根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。
- イ) 指導標、案内板、解説板等は、自然への理解を深め利用の効果を高める ため、表示内容が重複する等乱立している標識類については整理統合 し、効果的に配置する。

<整備方針>

- ・ 案内標識のデザインは「自然公園等施設技術指針」(最新版)の第3部第7章公共標識(サイン類)を参考に地域で統一したもので充実を図る。
- ・ 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、 適正な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮す る。
- 標識類の整備にあたっては、多言語化を図る。

<管理方針>

- ・ 駐車場、公衆便所等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に配置 し管理する。
- ・ 草刈り、ゴミ拾い等を定期的に行うなど、利便性の向上に努める。

	・ 老朽化等による事故がないよう適正に維持管理し、安全確保に努める。
水泳場	<審査基準> ・ 建築物については、「7.1. 許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。
	<整備方針> ・ 整備にあたっては、極力地形改変を抑え自然環境の保全に配慮する。
	<管理方針> ・ 利用者へ利用マナーの注意喚起等を適正に行い、安全確保に努める。 ・ 駐車場等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に配置し管理する。
船舶運送施設	〈審査基準〉 建築物については、「7.1.許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。
	<整備方針> ・ 安全性を確保するため等必要最小限の改良を行うものとする。
	<管理方針> ・ 駐車場、休憩所等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に配置し 管理する。
博物展示施設	〈審査基準〉 ア)建築物については、「7.1. 許可、届出等取扱方針」、「1)建築物」と同様とする。ただし、原則として、「エ)付帯施設・工作物」及び「オ)修景緑化の1」は適用しない。また、原則として、建築物の新築及び既存建築物の増改築を行わず、公園事業を執行する場合においては、「ア)屋根の形状・勾配」及び「イ)屋根の色彩」は適用しない。 イ)指導標、案内板、解説板等は、自然への理解を深め利用の効果を高めるため、表示内容が重複する等乱立している標識類については整理統合し、効果的に配置する。
	 (整備方針> 案内標識のデザインは「自然公園等施設技術指針」(最新版)の第3部第7章公共標識(サイン類)」を参考に地域で統一したもので充実を図る。 利用者が、解説及び展示物等によって地形、地質、動物、植物、歴史、国立公園を利用するにあたってのルール、マナー等について理解を深め、適正な公園利用を推進するための拠点となるよう配慮する。整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化並びに展示及び標識類の多言語化

を図る。
<管理方針> ・ 駐車場、広場、休憩所等の付帯施設は、利用及び管理を考慮して適正に 配置し管理する。

7. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

7.1. 国立公園に関する協議会等

三陸復興国立公園の保全管理や適正な利用の推進に関する団体等として以下が存在しています。これらの協議会等との連携を図り、国立公園の管理運営を充実させます。

- ▶ 三陸復興国立公園協会
- ▶ フィールドミュージアム運営協議会
- ▶ 牡鹿半島ビジターセンター運営協議会
- ▶ みちのく潮風トレイル地域連絡会、サテライト連絡会、保護官会議
- ▶ みちのく潮風トレイル関係自治体協議会

7.2. 国立公園関係者の連携体制

令和5 (2023) 年12月25日に三陸復興国立公園満喫プロジェクト推進協議会で三陸復興国立公園ステップアッププログラム2025を策定したことから、協議会の関係者間で調整を進めていきます。

8. その他及び参考資料

8.1. 関係法令等一覧

※本欄の記載は令和6年3月時点の情報です。ご利用の際は最新情報をご確認ください。

	名 称	所 管	参照先
1	国立公園事業取扱要領	環境省	https://www.env.go.jp/hourei
			/18/000067. html
2	自然公園における法面緑化指針	環境省	https://www.env.go.jp/press/
			<u>101554. html</u>
3	自然公園等施設技術指針	環境省	https://www.env.go.jp/nature
			/park/tech_standards/02.html
4	国立公園の許可、届出等の取扱要領	環境省	https://www.env.go.jp/park/a
			pply/basic/02.pdf
5	自然公園法施行規則	環境省	https://elaws.e-
			gov.go.jp/document?lawid=332
			<u>M50000100041</u>
6	自然公園法の行為の許可基準の細部解釈と運	環境省	https://www.env.go.jp/park/a
	用方法について		pply/basic/07.pdf

7	国立・国定公園における風力発電施設設置の	環境省	https://www.env.go.jp/info/i
	あり方に関する基本的考え方		<u>ken/h160315a/a-3. pdf</u>
8	国立・国定公園内における風力発電施設の審	環境省	https://www.env.go.jp/press/
	査に関する技術的ガイドライン		files/jp/21843.pdf
9	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のた	環境省	https://www.env.go.jp/nature
	めの手引き		/yasei/sg_windplant/guide/po
			st_91.html
10	国立・国定公園内における大規模太陽光発電	環境省	https://www.env.go.jp/press/
	施設設置のあり方に関する基本的考え方		100408. html
11	国立・国定公園内における太陽光発電施設の	環境省	https://www.env.go.jp/conten
	審査に関する技術的ガイドライン		t/900502722. pdf
12	国立・国定公園内における地熱開発の取扱い	環境省	https://www.env.go.jp/conten
	について		t/900488902. pdf
13	自然公園区域内における森林の施業について	環境省	https://www.env.go.jp/hourei
			/18/000141. html
14	国立公園普通地域内における措置命令等に関	環境省	https://www.env.go.jp/park/a
	する処理基準		pply/basic/08.pdf
15	太陽光発電施設の設置等に関する条例	宮城県	https://www.pref.miyagi.jp/s
			oshiki/saisei/50pv-
			ordinance.html
	再生可能エネルギー地域共生促進税条例	宮城県	https://www.pref.miyagi.jp/s
			oshiki/saisei/kyousei_tax.ht
			ml
16	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	宮城県	
			https://www.pref.miyagi.jp/s
			oshiki/tosikei/keikanzyourei
			<u>.html</u>
17	登米市景観条例	登米市	http://www.vill.tokashiki.ok
			<u>inawa.jp/archives/12759</u>
18	石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電	石巻市	https://www.city.ishinomaki.
	事業との調和に関する条例		lg.jp/cont/10301000/chouwajo
			<u>rei/20220304134902.html</u>

8.2. 基準の特例

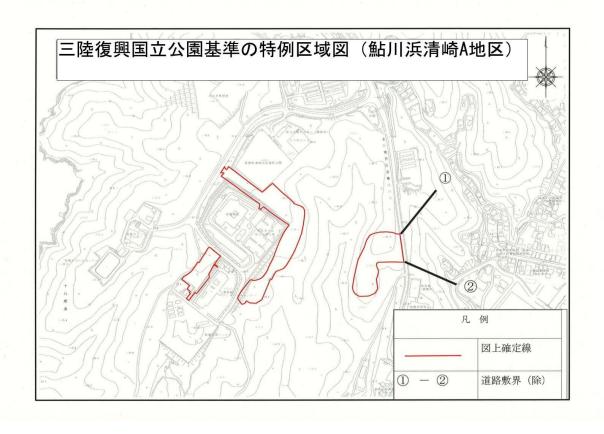
「三陸復興国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」 (環境省告示第 58 号)

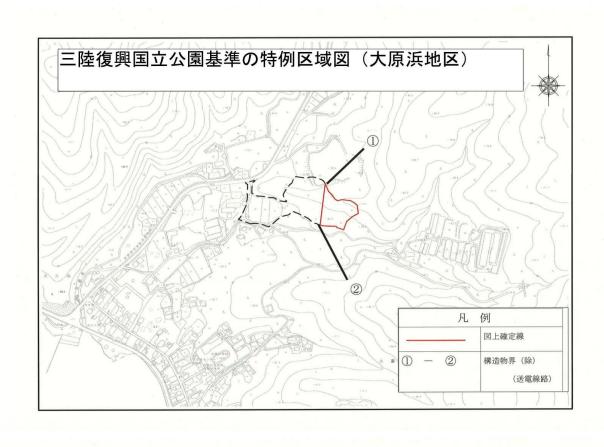
(1) 鮎川浜清崎 A 地区 大原浜地区、立浜地区及び福貴浦地区 (石巻市)

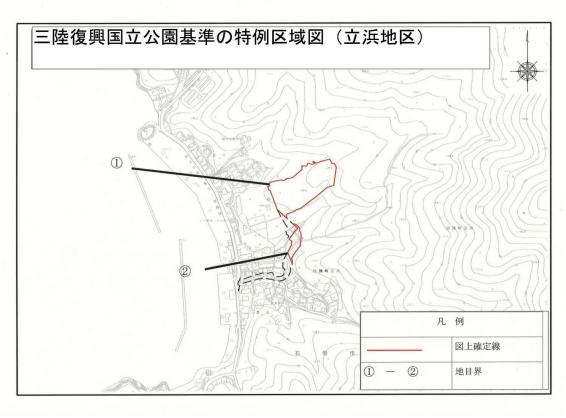
下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10m」とあるのは「13m」と、同項第四号中「 $1,000 \, \text{m}$ 」とあるのは「 $194 \, \text{m}$ 」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「 $24 \, \text{m}$ 0%以下及び 200%以下」と読み替える。

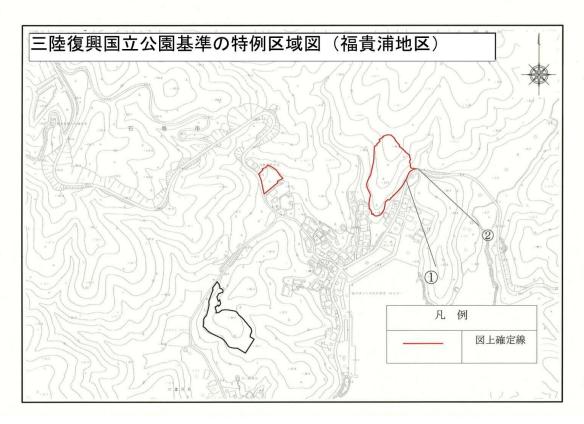
施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「194 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 2 号及び第 2 号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。









(2) 鮎川浜清崎 B 地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第11条第6項に規定する行為については、同第2号中「前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ25%以下及び40%以下」と読み替える。

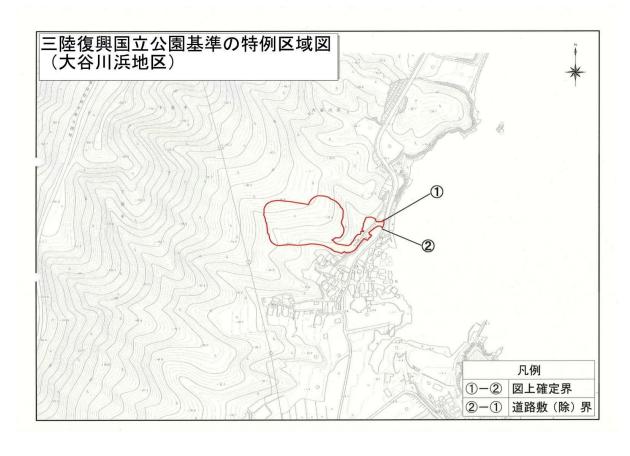


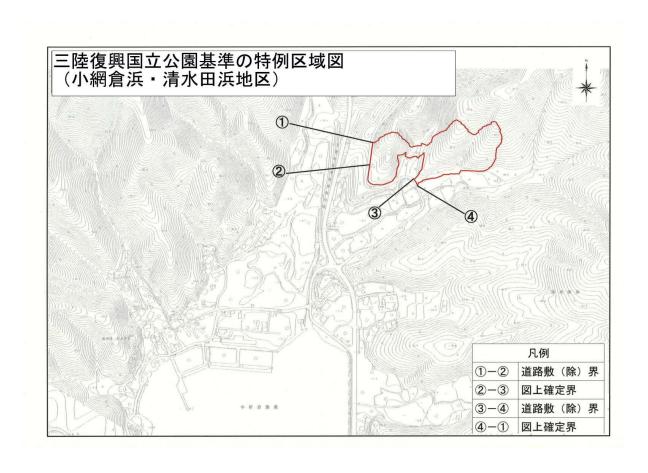
(3) 大谷川浜地区、小網倉浜・清水田浜地区、鮫浦地区、竹浜地区及び前網浜地区(石巻市)

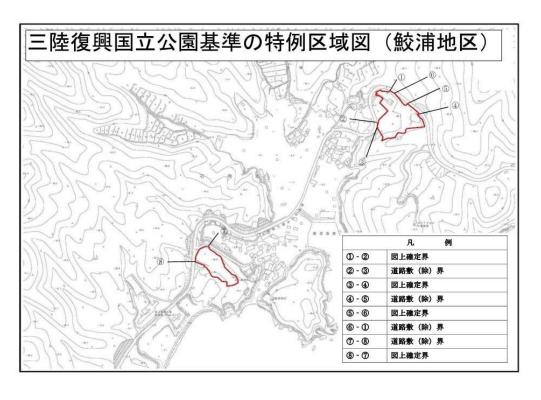
下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「190 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「200 %以下及び 200 %以下」と読み替える。

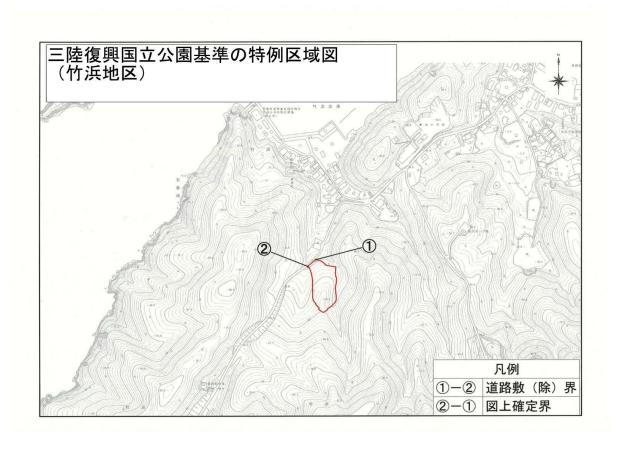
施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号口中「1,000 ㎡」とあるのは「190 ㎡」と読み替える。

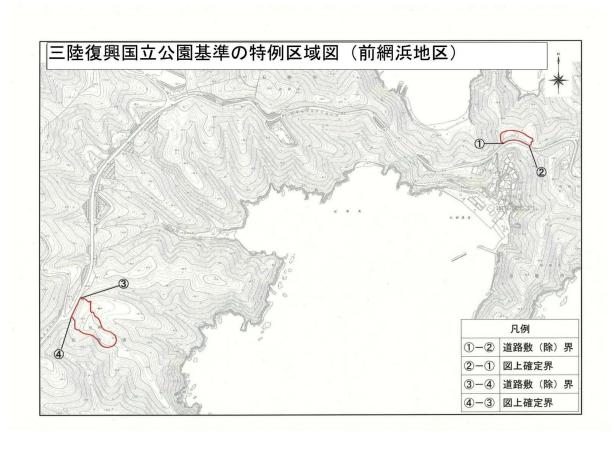
施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の 各号(第 2 号及び第 2 号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。











(4) 羽坂・桑浜地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「220 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「220 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「20 %以下及び 200 %以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「220 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



(5) 小室地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 ㎡」とあるのは「200 ㎡」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「200 %以下及び 200 %以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「200 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

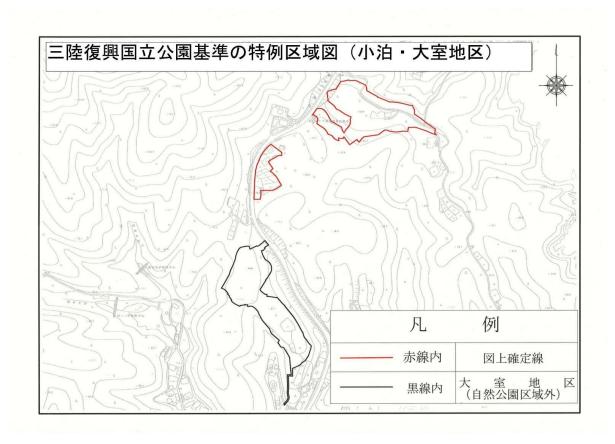


(6) 小泊・大室地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m²」とあるのは「197 m²」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000㎡」とあるのは「197㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



(7) 小指地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「330 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「200 公以下及び 200 公以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第 3 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「330 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 1 号から第 2 号の二までを除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



(8) 大指地区及び谷川浜・祝浜地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「330 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「200 公以下及び 200 公以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「330 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



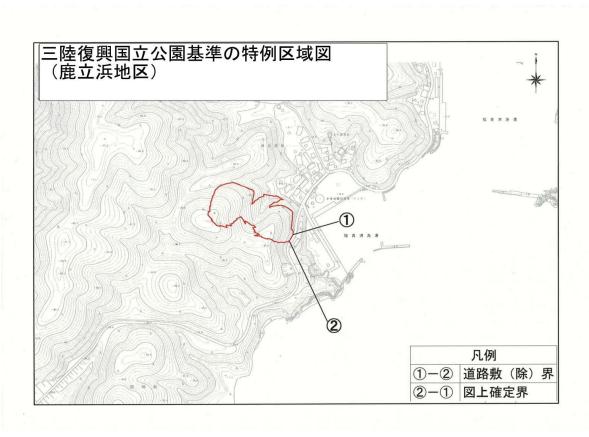


(9) 鹿立浜地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「 $10 \,\mathrm{m}$ 」とあるのは「 $13 \,\mathrm{m}$ 」と、同項第 4 号中「 $1,000 \,\mathrm{m}$ 」とあるのは「 $275 \,\mathrm{m}$ 」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「 $275 \,\mathrm{m}$ 」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「275 ㎡」と読み替える。

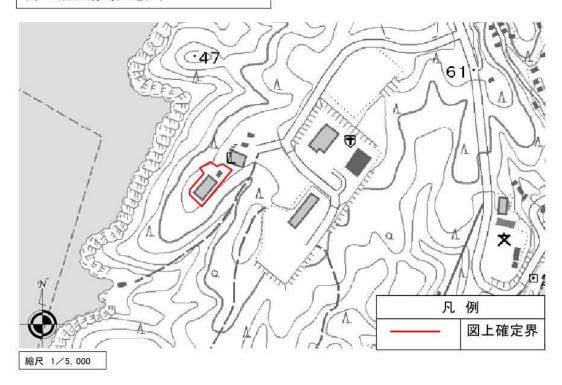
施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 2 号及び第 2 号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



(10) 十八成浜清崎山地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第4号を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

三陸復興国立公園基準の特例区域図 (十八成浜清崎山地区)

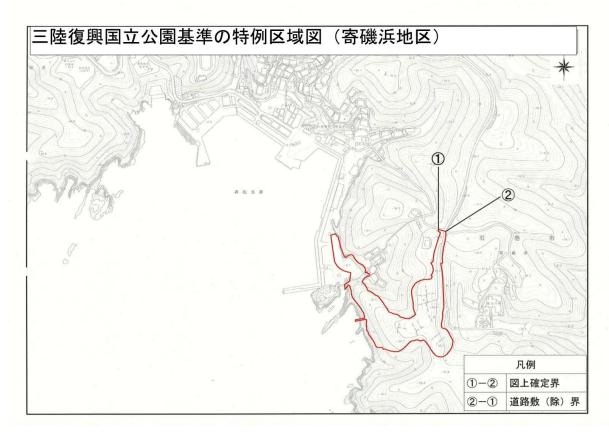


(11) 寄磯浜地区(石巻市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m²」とあるのは「195 m²」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 1 号、第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「195 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の 各号(第 1 号から第 2 号の二までを除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



(12) 大谷向山地区(気仙沼市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「10m」とあるのは「13m」と、同項第 4 号中「1000 ㎡」とあるのは「330 ㎡」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1000 ㎡」とあるのは「330 ㎡」と読み替えて、同項の規定を適用する。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。



(13) 小泉浜地区(気仙沼市)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「10m」とあるのは「13m」と、同項第 4 号中「1000 ㎡」とあるのは「320 ㎡」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

施行規則第11条第9に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第5号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第3号及び第7号ロ中「1000㎡」とあるのは「320㎡」と読み替えて、同項の規定を適用する。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。



(14) 飯子浜地区、尾浦西地区、尾浦東地区、竹浦南地区、野々浜地区及び横浦地区(女川町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「165 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「165 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。













(15) 大石原浜地区(女川町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「 2 階建」とあるのは「 3 階建」と、「 $10 \, \mathrm{m}$ 」とあるのは「 $13 \, \mathrm{m}$ 」と、同項第 4 号中「 $1,000 \, \mathrm{m}$ 」とあるのは「 $165 \, \mathrm{m}$ 」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「165 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 2 号を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



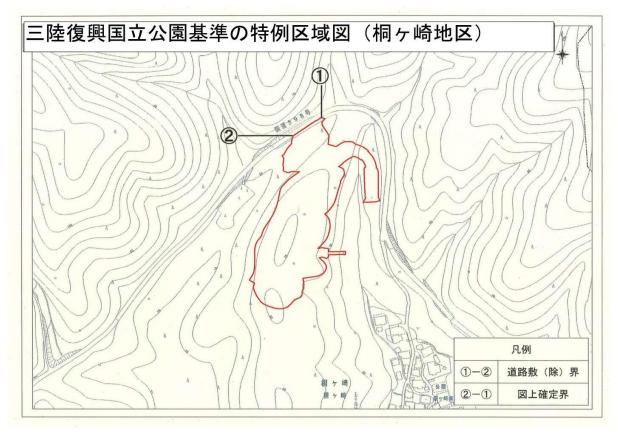
(16) 桐ケ崎地区(女川町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m』とあるのは「165 m』と、同項第 6 号中「次の表

の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「165 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

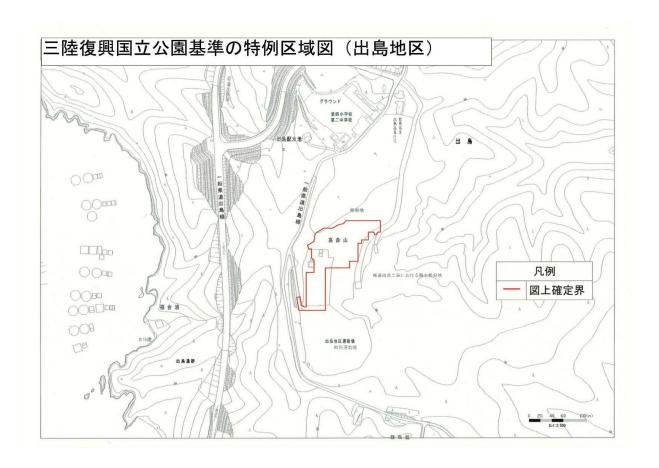


(17) 出島地区(女川町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「3 階建」と、「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「165 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「165 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

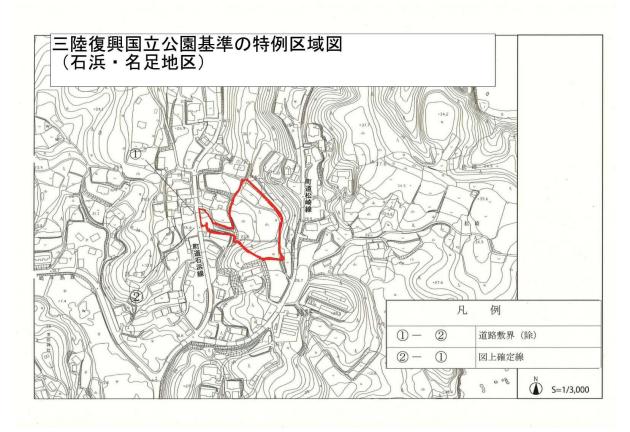


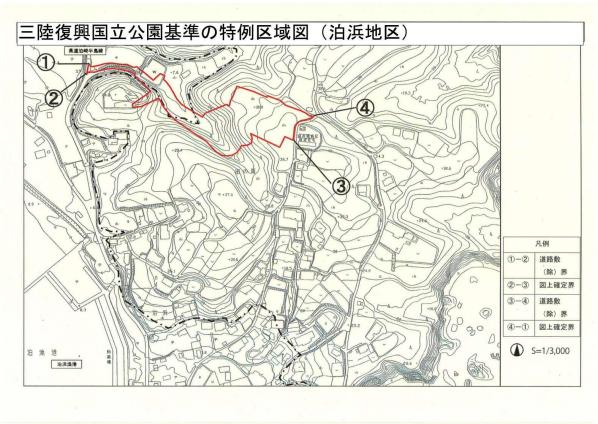
(18) 石浜・名足地区及び泊浜地区(南三陸町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「10m」とあるのは「13m」と、同項第 4 号中「1,000 ㎡」とあるのは「325 ㎡」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「325 ㎡」と読み替える。

施行規則第11条第23項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第2号及び第2号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。



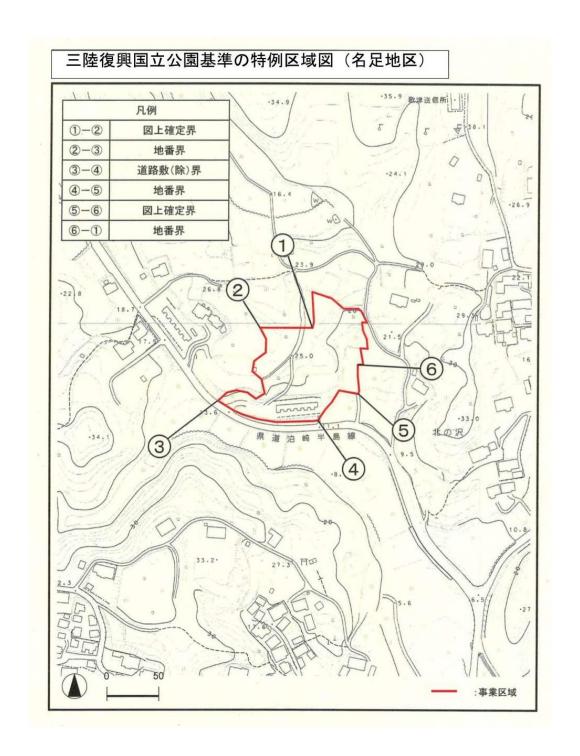


(19) 名足地区(南三陸町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「2 階建」とあるのは「4 階建」と、「10 m」とあるのは「15 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「160 m³」と、同項第 5 号中「250 m³」とあるのは「100 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 40 %以下及び 100 %以下」と読み替える。

施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「160 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 2 号及び第 2 号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

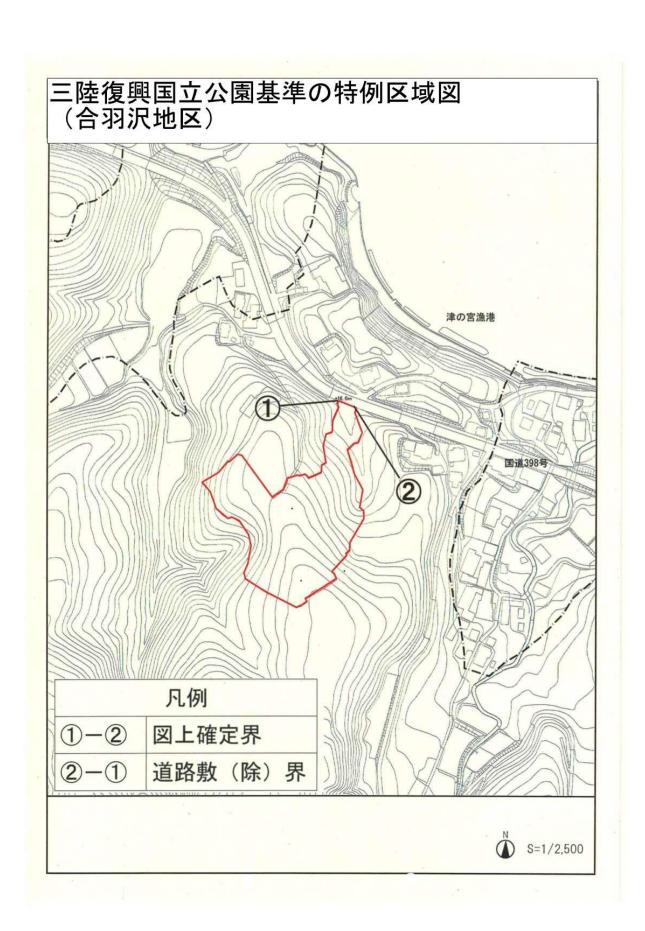


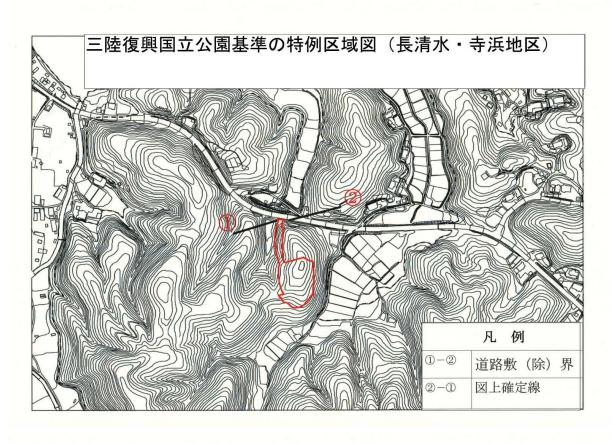
(20) 合羽沢地区、長清水・寺浜地区、原地区、松崎地区及び藤浜地区(南三陸町)

下図に示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 7 号、第 9 号及び第 10 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 2 号中「10 m」とあるのは「13 m」と、同項第 4 号中「1,000 m³」とあるのは「330 m³」と、同項第 6 号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ 60%以下及び 200%以下」と読み替える。

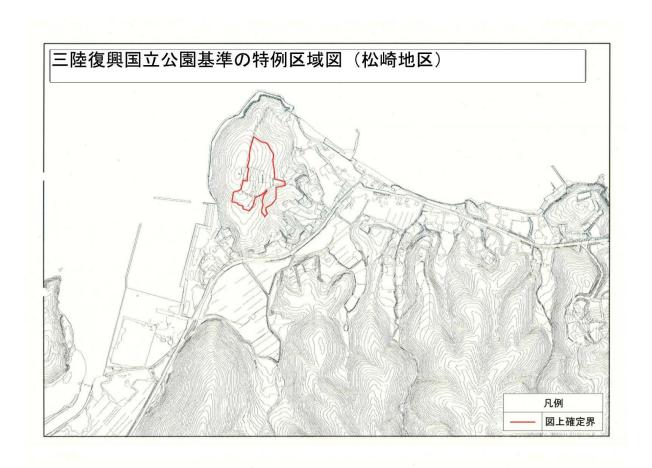
施行規則第 11 条第 9 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げるとおり」と、同項第 3 号及び第 7 号ロ中「1,000 ㎡」とあるのは「330 ㎡」と読み替える。

施行規則第 11 条第 23 項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第 2 号及び第 2 号の二を除く。)に掲げるとおり」と読み替える。

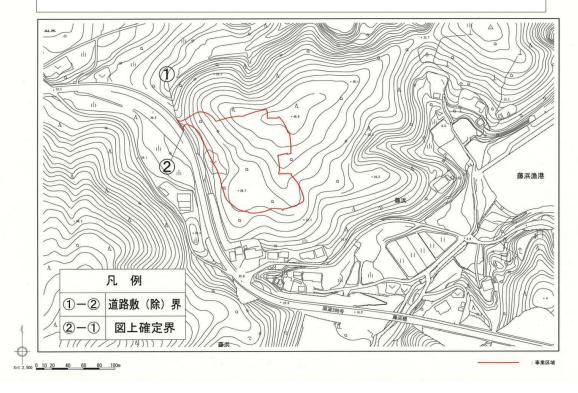








三陸復興国立公園基準の特例区域図(藤浜地区)



8.3. 自然公園法に基づく指定種リスト

※本欄の記載は令和6年3月時点の情報です。ご利用の際は最新情報をご確認ください。

(1) 指定植物

マツバラン	ナガミノツルキケマン	サクラソウ	イワギボウシ
マンネンスギ	オサバグサ	リンドウ	スカシユリ
ヒモカズラ	ミヤマハタザオ	エゾリンドウ	クルマユリ
イワヒバ	イワハタザオ	ホソバツルリンドウ	ホソバノアマナ
ミズニラモドキ	ヤマガラシ	ムラサキセンブリ	マイヅルソウ
ヤマハナワラビ	キバナハタザオ	ミツガシワ	クルマバツクバネソ ウ
エゾフユノハナワラ ビ	レブンイワレンゲ	フナバラソウ	ワニグチソウ
トネハナヤスリ	チチッパベンケイ	タチガシワ	オオバタケシマラン
ウラジロ	アオノイワレンゲ	スズサイコ	トイシノエンレイソ ウ
ハコネシダ	ホソバノキリンソウ	ムラサキ	ミヤマエンレイソウ
シノブ	チダケサシ	ハマベンケイソウ	アオヤギソウ
イワトラノオ	ニッコウネコノメソ ウ	ハマゴウ	シュロソウ
オニヤブソテツ	ウメバチソウ	カイジンドウ	ノハナショウブ
ヒメオニヤブソテツ	ダイモンジソウ	ヤマジソ	ヒオウギアヤメ
コウライイヌワラビ	ウチワダイモンジソ ウ	ミチノクコゴメグサ	アイアシ
ヌリワラビ	オオダイコンソウ	シオガマギク	タチドジョウツナギ
ウサギシダ	イワキンバイ	エゾルリトラノオ	ナガミノオニシバ
マメヅタ	エゾツルキンバイ	ヤマルリトラノオ	オオミクリ
オオエゾデンダ	ヒロハノカワラサイ コ	ビロードトラノオ	ヒメミクリ
ビロードシダ	ハマナス	クガイソウ	ジョウロウスゲ
イワオモダカ	サナギイチゴ	ハマヒナノウスツボ	ニッコウハリスゲ
ミヤマビャクシン	エゾシモツケ	クワガタソウ	ネムロスゲ
ヌカボタデ	エゾノシロバナシモ ツケ	ハマウツボ	オオクグ
ノダイオウ	コキンバイ	ムラサキミミカキグ サ	エビネ
ハマナデシコ	ムラサキモメンヅル	マルバキンレイカ	サルメンエビネ
ハマハコベ	イヌハギ	フクシマシャジン	ユウシュンラン
センジュガンピ	シャジクソウ	ツリガネニンジン	キンラン
フシグロセンノウ	コフウロ	ホタルブクロ	ササバギンラン

タチハコベ	エゾフウロ	ヤマホタルブクロ	クゲヌマラン
ワダソウ	マツバニンジン	バアソブ	アオチドリ
ナンブワチガイソウ	マルミノウルシ	サワギキョウ	シュンラン
マツナ	フチゲオオバキスミ	キキョウ	クマガイソウ
センウズモドキ	エイザンスミレ	ホロマンノコギリソ	アツモリソウ
ミチノクフクジュソ	イブキスミレ	エゾノコギリソウ	セッコク
フクジュソウ	アケボノスミレ	ヒメシオン	エゾスズラン
キクザキイチゲ	ミヤマスミレ	オオガンクビソウ	ハマカキラン
アズマイチゲ	イソスミレ	ヒメガンクビソウ	カキラン
サンリンソウ	ゲンジスミレ	キンカアザミ	ツチアケビ
レンゲショウマ	ミヤマアカバナ	コハマギク	オニノヤガラ
オオバショウマ	ムツアカバナ	タカサブロウ	シロテンマ
イヌショウマ	ホザキノフサモ	アズマギク	アオテンマ
トリガタハンショウ ヅル	イワテトウキ	アキノハハコグサ	アケボノシュスラン
ヒメキンポウゲ	エゾノシシウド	タカサゴソウ	ミヤマウズラ
オキナグサ	カラフトニンジン	マルバダケブキ	ノビネチドリ
オオウマノアシガタ	オオイワウチワ	ミチノクヤマタバコ	ムカゴソウ
カラマツソウ	イワウチワ	ハマギク	ヒメノヤガラ
ミヤマカラマツ	トクワカソウ	オオニガナ	ジガバチソウ
モミジカラマツ	ウメガサソウ	ハチノヘトウヒレン	クモキリソウ
シラネアオイ	シャクジョウソウ	ヒメヒゴタイ	スズムシソウ
キバナイカリソウ	ギンリョウソウモド キ	ナンブトウヒレン	ヒメフタバラン
エゾベニヒツジグサ	ギンリョウソウ	アサマヒゴタイ	サカネラン
ハンゲショウ	マルバノイチヤクソ ウ	サワオグルマ	ヨウラクラン
ウスバサイシン	ツリガネツツジ	エゾオグルマ	ハクサンチドリ
ミチノクサイシン	ウラジロヨウラク	オオシバナ	ヤマサギソウ
ヤマシャクヤク	ムラサキヤシオツツ ジ	スズラン	オオヤマサギソウ
ベニバナヤマシャクヤク	ハクサンシャクナゲ	カタクリ	ヤマトキソウ
エゾオトギリ	レンゲツツジ	キバナノアマナ	モミラン
モウセンゴケ	ウミミドリ	ショウジョウバカマ	イイヌマムカゴ
エゾエンゴサク	クリンソウ	ゼンテイカ	トンボソウ

(2) 海域公園地区内において捕獲等が規制されている動植物

トウナスカイメン	カメノテ属全種	アオサ科全種	ウシケノリ
ダイダイイソカイメ			
ン	エボシガイ	キヌシオグサ	ダルス科全種
ムラサキカイメン	ムラサキハダカエボ		
	シ	ミル科全種	ウミゾウメン
タマウミヒドラ			リュウモンソウ科全
	マトウダイ	ハネモ	種
ホオズキチョウチン	キヌバリ	アミジグサ	ムカデノリ
サルアワビ	フサギンポ	イシモズク	キョウノヒモ
ユキノカサガイ科全			
種	ギンポ	イシゲ	アミクサ
ニシキウズガイ科全			
種	イソバテング	イワヒゲ	ウスバノリ属全種
タマキビガイ科全種	オニカジカ	カヤモノリ科全種	ソゾ属全種
オオヘビガイ	アサヒアナハゼ	ケウルシグサ	フジマツモ
コベルトフネガイ	ウマヅラハギ	ツルモ	スガモ
カモメガイ	ヒガンフグ	エゾイシゲ	

8.4. 他の法令に基づく指定種リスト

※本欄の記載は令和6年3月時点の情報です。ご利用の際は最新情報をご確認ください。

(1) 文化財保護法(天然記念物)

ア 国指定天然記念物

分類	名称	所在市町
動物	陸前江島のウミネコおよびウトウ繁殖地	女川町
動物	横山のウグイ生息地	登米市
動物	イヌワシ繁殖地	石巻市
植物	八景島暖地性植物群落	石巻市
植物	椿島暖地性植物群落	南三陸町
地質鉱物	歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	南三陸町

イ 県指定天然記念物

分類	名称	所在市 町
動物	大指海域および双子島、鞍掛島、蹄島、黒島のウミネコ、ゴイサギ、 アメツバメ、ウトウ等の繁殖地	石巻市
地質鉱物	球状斑糲岩	女川町
地質鉱物	皿貝のモノティス化石産地	南三陸 町

8.5. 検討部会参加者名簿

三陸復興国立公園 南三陸金華山地域管理運営計画検討会

[検討委員]

所属	役職	氏名
東北大学大学院	教授	中静 透
南三陸町産業振興課ネイチャーセンター準備室	任期付き主幹	平井 和也

「関係行政機関〕

[財] [大] [[] [] [] [] [] [] [] []
行政機関名
宮城県 環境生活部 自然保護課
宮城県 経済商工観光部 観光課
宮城県 東部地方振興事務所 地方振興部
宮城県 東部地方振興事務所 林業振興部
宮城県 東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部
宮城県 東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部
宮城県 気仙沼地方振興事務所 地方振興部
宮城県 気仙沼地方振興事務所 林業振興部
石巻市 産業部 観光課
※令和6年度現在は、石巻市 産業部 観光政策課
気仙沼市 産業部 観光課
気仙沼市 本吉総合支所 産業課
※令和6年度現在は、気仙沼市 本吉総合支所 地域振興課
登米市 産業経済部 商工観光課
※令和6年度現在は、登米市 産業経済部 観光物産戦略課
女川町 産業振興課
南三陸町 産業振興課
※令和6年度現在は、南三陸町 商工観光課

[事務局]

事務所名	7	
環境省	東北地方環境事務所	

環境省 東北地方環境事務所 石巻自然保護官事務所

※令和6年度現在は、環境省 東北地方環境事務所 三陸復興国立公園管理事務所 石巻管理官事務所

環境省 東北地方環境事務所 大船渡自然保護官事務所

※令和6年度現在は、環境省 東北地方環境事務所 三陸復興国立公園管理事務所 大船渡管理官事務所